
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	菅野敏明君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	高橋礼子君
危機管理監	佐藤富男君
地域再生対策監	長谷川敏君
税収納対策監	武山昭彦君
公共施設管理監	小野宏一君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	小池洋一君
生涯学習課長	丹野信夫君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	伊 藤 純 子
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第4号)

平成22年6月9日(水曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

佐藤輝雄

水戸義裕

安部俊三

有賀光子

第3 選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番水戸義裕君、10番森 淑子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

13番佐藤輝雄君、直ちに質問席において質問してください。

〔13番 佐藤輝雄君 登壇〕

○13番（佐藤輝雄君） おはようございます。13番佐藤輝雄でございます。

貯金が貯まったと言う、財政調整基金はどう使うのか。

「平成22年度末におかげさまで柴田町は約10億円の貯金できた」と町長は町民に言っているようですが、町民の方々は役場職員とお話をすると、「町には金がない」との答えが返ってくる。どちらが本当なのかと聞かれます。役場職員の話と役場のトップの話が食い違う。これでは住民自治基本条例をつくった町としても、まちづくりに協力しようとする町民が金があるのかないのかわからなくては手の施しようがないと思います。町としては上から下まで同じ答えにならなければ町民に信頼される役場にならないと思います。

そこで、お伺いいたします。

1. 10億円の貯金内容は。最低の財政調整基金積み立てはどのくらいが妥当か。必要の理

由はどうか。そうすると、自由に使える基金はどのくらいか。

2. 財政再建のスケジュールとの乖離の理由は何か。
3. (仮称)観光物産館建築費1億円と言っているが、根拠はどうか。
4. 臨時交付金は年度別に額はどのくらい来たのか。
5. 福祉関連事業で切り下げたものは元に戻すつもりはありませんか。
6. 引き上げた使用料、手数料はどんなものか。
7. 今は使用されなくなった羽山荘や青少年ホームなど、9施設の撤去等の考えはあるのか。
8. 予想される宮城県沖地震対策の町施設の耐震対策事業はどのくらい進んでいるのか。
9. 町営住宅の今後の政策の根拠は。

2番目の質問に移ります。

柴田町の定員適正化計画及び班制は町民サービスに機能しているか。

平成18年より始まった定員適正化計画は平成27年には268人、10年間で70人の減が予定されている。平成21年度の計画では315人に対し299人で、その差16人である。

1. 16人分の仕事はどうやって補っているのか。町民サービスに影響はないか。また、減員分の各課割り振りはどのような基準で振り分けたのか。

2. 非常勤職員や嘱託は課ごとに何人になるのか。全体では何人か。

3. 組織改編での増員は何人か。

4. 勸奨退職者は今後ないと考えていいのか。

平成18年から係制からグループ制へとかわりました。実施後8カ月後にこのことのアンケート調査がなされました。設問に対し約8割強の答えが否定的でした。そして、約4年が過ぎても職員の方々の考えは変わっていないと私は感じております。ある程度の年月をへている今、原点に戻って考えるべきと思うが。

5. 当時の係制の悪かった点とグループ制のよい点はどこにあったのか。

6. 現在のグループ制が町民によしとされる場所はどこか。

7. 現在のグループ制に対し、職員アンケートを今、するべきと思うがどうか。

よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員の大綱2点ございました。

まず第1点目、貯金がたまったという財政基金はどう使うかという点でございます。

まず前段として、財政状況についてトップと職員が上から下まで同じ答えになることは理想ですが、なかなかこれは難しいことでございます。その理由は、トップは常に全体を考え、長期的な展望のもとに収入と支出、将来の借金の償還、貯金の状況に関する情報を持ち、予算の編成権を行使しながら将来の事業をコントロールできる立場でございます。しかし、職員は割り当てられた予算配分の中で事業の執行、住民サービスを提供せざるを得ませんので、住民の要望が予算より過大となれば当然予算がつかない、つまり「お金がない」との発言につながります。もちろん、このような場合、十分な説明が必要になることから、職員に対しましては事あるごとに現在の財政状況の全体を示し、財政状況に関する情報の共有化に努めております。

まず1点目、22年度となっておりますが、21年度末の10億円の貯金内容についてお答えいたします。

柴田町のピーク時、156億円あった借金が平成22年度末見込みでは119億円となり、37億円も減額されており、また将来負担比率を見ても、宮城県下で14番目に低い値となって改善されております。

二つ目、地方の償還計画では、現在の17億円から18億円の償還額が平成26年度には10億円を下回る水準になると見通しており、財政状況は好転します。貯金、これは財政調整基金とそれに準ずる基金の総額になりますが、初めて10億円を超えました。こういった財政状況を金があると考えるかないと考えるか、それは人それぞれに受けとめ方は異なりますが、しかし財政に関する数値は一つであり、このことに本当もうそもないことは議員もおわかりいただけると思います。このように好転した財政状況は、安定した自治体経営のためには標準財政規模の5%から10%程度は常に持っていたいとする財政運営方針にかなうものであり、町民にも安心感を持って受けとめられていただいていると思っております。

2点目、財政再建のスケジュールとの乖離の理由でございます。

財政再建プランは、平成18年度から平成22年度までの5カ年間の計画ですが、職員の定員適正化が早く進んだことや、地域活性化、経済危機対策臨時交付金などの国の交付金を使って、懸案となっていた町の単独事業などが実施できたことにより、財政再建のスケジュールは早目に推移し効果を上げております。今後とも財政プランに掲げる項目をこれまでどおり継続し、財政規律を遵守していけば、平成26年度には適正な財政運営を行っていける見込みとなっております。

3点目の(仮称)観光物産館建築費1億円という根拠ということでございます。

私が言わんとしたところは、直接費の設計委託費800万円、工事管理委託費350万円、建築解体に7,100万円、木造加工委託料1,100万円の合計9,350万円。さらに周辺の景観形成約300万円を含めた事業費を想定し、わかりやすく約1億円というところでお話をしているところでございます。

4点目、臨時交付金は年度にどのくらい来ているのかということでございます。

まず、平成19年度、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金758万8,000円。平成20年度、地域活性化生活対策臨時交付金7,477万9,000円。平成21年度、地域活性化経済危機対策臨時交付金1億4,202万7,000円。地域活性化公共投資臨時交付金2億395万5,000円。地域活性化きめ細かな臨時交付金8,992万3,000円です。

5点目、福祉関係で切り下げたものということでございますが、福祉関連事業で切り下げたものは、羽山荘の廃止と機能移転、羽山児童館の廃止、敬老祝い金の見直しの3件でございます。

羽山荘の廃止と機能移転では、旧羽山荘のサークル活動を社会福祉協議会に事業委託し実施してきましたが、今年度からは高齢者サークル活動支援事業により、自宅と施設間との送迎を実施しております。羽山児童館の廃止では、平成19年度末で羽山児童館を廃止し、その機能は船迫児童館に統合いたしました。敬老祝い金の見直しでは、敬老祝い金を一本化して、現在は88歳の方に1万円を支給しております。元に戻すことにつきましては、引き続き町民の方々のご理解を賜り戻すことはせず、現状のままでいきたいと考えております。

6点目、引き上げた使用料、手数料の関係ですが、財政再建で見直す対象の使用料、手数料は7件ございました。

住民票、各種証明等の手数料の見直し、ごみ処理の有料化、児童館、幼児型保育も含まれますが、の使用料見直し、児童クラブ使用料の創設、町営住宅の駐車場、使用料創設、幼稚園授業料の見直し、社会教育体育施設使用料の見直しがありましたが、ごみ処理の有料化については平成23年度実施の予定となっております。

今後使用されなくなった羽山荘や青少年ホームなどの取り扱いでございます。

役目を終えてそのままの状態の施設は羽山荘と青少年ホームの2カ所あります。今は閉鎖し、見回り巡視して適切に管理しているものの後の利用がないことから、事故防止のため、今後解体・撤去を考えていきたいと思っております。

8点目、宮城県沖地震対策の町施設の耐震化事業でございます。

昭和56年3月以前に建てられた旧基準の建物を、平成20年、21年の2カ年で27カ所の耐震診

断を実施いたしました。該当する集会所9カ所と児童館4カ所の木造建築物は、地震に対して倒壊する可能性がある、または可能性が高いとの結果が出ております。RC造、S造の役場庁舎、船岡公民館、町民体育館、槻木船岡体育館、山下荘は、いずれも目標とする判定指標ISO値は満たしておりませんでした。今後限られた予算の中で優先順位を決めて実施せざるを得ないと考えております。優先順位につきましては、これらの耐震診断結果を精査し、耐震補強の方法や附帯するリフォーム内容をあわせた概算額を算出して、年次計画を立てて実施していきたいと考えております。

9点目、町営住宅の政策の根拠でございます。

現在、町営住宅は収入が少なく、住宅に困っている方々に住宅を供給する目的で町内9団地、496戸を管理しております。町営住宅の今後の政策といたしましては、老朽化が著しい二本杉町営住宅の建てかえを引き続き実施していきたいと考えております。この事業は平成13年度から整備を進めてまいりましたが、町予算が厳しいことから平成18年に見直しを行い、事業区域を東西の2工区に分割し、現在事業に着手している東側ブロックを平成30年度までに整備する計画としております。財源につきましては、国の補助事業である社会資本整備総合交付金事業で実施していく予定でございます。また、今後の町内9団地の町営住宅の管理・修繕・営繕につきましては、更新期を迎えつつある並松町営住宅、神山前町営住宅など、施設の長寿命化を図り、長期にわたって有効に活用し、円滑な更新ができるように本年度町営住宅の長寿命化計画を策定していきたいと考えております。

大綱2点目、定員適正化計画及び班制は町民サービスに機能しているかということでございます。

議員通告のとおり、基準年である平成17年4月1日時点で338人おりました職員が、平成21年4月では299人と39人削減されました。財政再建計画では平成21年4月で315人であり、16人が計画より多く削減されたこととなります。平成22年4月現在の職員数は296人であり、基準年である平成17年4月と比較しますと、42人の職員が削減となっております。

さて、1点目の職員削減と町民サービスへの影響についてであります。町長部局で26人、教育委員会部局で15人、その他委員会で1人、あわせて42人マイナスとなります。計画より多く削減された16人分の仕事については、地籍調査事務の縮減、生活環境課の統合、水道、下水道の統合、教育委員会では各小学校区単位であった公民館を船岡生涯学習センター、槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センターの3館を核館とし、他の館をサブ館としたことによる業務の効率化や非常勤職員による補完、また学校給食センターを委託することなどで補っており

ます。

一方、課の統廃合や人事配置につきましては、これとって基準を設けているわけではございませんが、住民のニーズや時代に沿った政策課題への対応や業務量の見直しを念頭に行っております。

町民サービスへの影響については最小限度にとどめるため、グループ制の導入や課の統廃合による総合力の発揮、職員研修を積極的に導入し、職員一人一人のレベルアップに努めカバーしておりますので、今のところ減員による決定的な業務の不具合は指摘されておられません。

2点目の非常勤職員や嘱託職員の配置状況でございますが、臨時的任用フルタイム14人、非常勤職員89人、嘱託職員15人、特区で15人、緊急雇用20人、あわせて155人となっております。課単位では、総務課1人、まちづくり政策課6人、町民環境課5人、健康推進課12人、福祉課7人、子ども家庭課73人、商工観光課1人、都市建設課3人、槻木事務所2人、上下水道課2人、教育総務課34人、生涯学習課9人となっております。

3点目の組織再編での増員であります。組織再編での実質的な増員はございません。

4点目の勧奨退職とグループ制への職員アンケートであります。勧奨制度は職員の退職勧奨要綱で定められており、今後も勧奨制度を維持していく考えでございます。

次に、グループ制に関してですが、「組織は戦略に従う」の言葉どおり、トップの政策目標を実現するために、迅速な意思決定や効率的で効果的な行政サービスが可能となるよう、最適な人数で組織設計を行うのが基本でございます。現在、グループ制を導入して4年が経過しましたが、それに対して町民からの苦情や事業の執行、意思決定に特に支障を来しているわけではございません。それどころか少しずつ職員の意識や行動形態に変化が生まれ、職員の親切的な対応や現場での親身で迅速な対応が町民に好感を持たれているとともに、しばたまち交流ひろば「ゆる.ぷら」や手づくり図書館の開館等における住民と職員との協働事業が高い評価を受けており、現在この制度を大きくかえる状況にはないと思っております。具体的に町民からしてグループ制のどこに問題があるのか、職員が仕事をする場合、やりにくい点があるとするばどういふ点なのか、職員の意見を聞きながら改善しさらに定着化を図ってまいります。

5点目、係制とグループ制のメリット、デメリットでございます。

行政に対する住民のニーズが複雑、多様化し、これまでに想像できなかったDVや児童虐待、健康増進、さらに住民との協働によるまちづくりといった新たな事務が増加してきており、従前の縦割りで小分けにされた係制では対応が困難視される場面もあり、これまでの職員の意識改革を進める上でも総合性や柔軟性に優位性があるといわれるグループ制を導入した次

第でございます。

さらに、グループ制につきましては、定員適正化の観点から中間的な職員、階層を廃止することで、当該職にある職員の戦力化と職員定数の抑制を容易に図られるというよい点があると考えております。

6点目の町民から見たグループ制の利点でございますが、組織設計が係制であろうが、グループ制であろうが、その仕組みそれ自体が自動的に行政サービスに影響を及ぼしたり、地域の課題を解決する際に差異が生じることはないものと考えております。どんな組織をつくっても仕事をするのは人であり、組織を動かすのはマネジメントであるからでございます。

したがいまして、グループ制といった組織構造自体が町民へ直接的な効果を及ぼすといった場面はほとんどなく、どちらかといえば庁内的な効果の方が大きいことから、町民にとっての直接的なよしあしの評価についての判断は難しいと考えております。

7点目、職員アンケートの関係でございます。

グループ制に限らず、職員の考えを踏まえた業務体系の構築に向けて努力しておりますし、今後も努力してまいりたいと考えております。一例としては、毎年各課長等は職員と2回の面談を行い、課題に対する意見や行政執行に対する意見など広く聞いており、改めてグループ制に対するアンケートをとる必要は感じておりません。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 10億円からの財政調整基金が積み立てられているということについて、基金の内容を基金ごとに一応出していただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 町長が申し上げた10億円については、財政調整基金とそれに準ずる基金になりますけれども、財政調整基金で7億4,000万円。地方債等管理基金で約1億円あります。地域活性化公共臨時交付基金、新たに21年度から造成しまして22年度使うやつですが、これが2億円あります。これを合計するとほぼ10億円を超える数字になるかと思えます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、実際に自治体として必要だというのは大体5%か10%。基本的には5%が最低限なんですけど、そうすると柴田町で今現在あるうち使えるものというのはどれくらい見えていますか。自由に使えるもの。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 自由に使えるという言い方をされるとちょっと困るんですが、当然来年再来年の経営を考えていくときの留保資金でありますし、何か災害、災害といっても自然災害だけじゃなくて、インフルエンザとか口蹄疫とか、そういう災害に備えたお金の最低限ということでもありますので、ここまでが留保資金で、これ以上が余っているお金だという認識はありません。

ただ、財政状況を考えれば、財政再建のときお話ししましたが、26年までは財調を毎年3億円程度取り崩して運営していくという推計になっております。その意味では財調の中で余っている分ということについては、ないというふうに判断しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） ですから、その中で町長が「貯金があるんだ」と、「10億円もたまったんだ」という話と、現実の役場職員から話を聞くと、「何か非常時の場合は使わなくちゃならないんだ」と、「毎年のようにそれから取り崩しているんだ」と、若干取り崩さない年もあったんですが。その辺がわからないために、何でしてくれないんだろうというふうな考え方があって、そのギャップが我々のところに来るわけですよ。ですから、そういうところをやっぱりきちんと一本化するということができないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 町長は、財政再建寸前まで追い詰められた町の状況を、見通しがついた、つまりある程度の貯金を持っていなければ運営できないということを見通しまして、「ある程度の将来的な見通しがついた、それには10億円の基金がある」ということをお話ししているんだと私は思っています。決して「余った金が10億円あつたら何か希望があつたら言ってください」と言っている意味ではないというふうに感じています。職員はそういう気持ちでおります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 確かに職員が仕事の中で与えられた予算と、それから町長が大枠の中で言う話は違うと思うんです。ただ、全体から見れば、やはり職員の言う話と町長の言う話が大きく違うというのはおかしいというふうに私は思います。やっぱりどちらかで、町長の方も職員の側の立場に立って言うべきではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 職員側も町長側もないんです。財政の数値は一つなんです。この事実をどう解釈するかの違いです。ですから、牛乳の瓶に半分牛乳が残っているときに、悲観的な人

は「半分しかないんだ」と言う人もいれば、「まだ半分残っている」と、ただ事実の一つだということなのです。

私としては、職員は全体が把握できておりませんので、やっぱり事実を伝えると。その評価はそれぞれに違うと思っています。ただ、町長は、これまでに貯金がふえたという事実は間違いないので、やはり職員にも事実をしっかりと受けとめていただきたい。ただ、予算編成するのは最終的な責任者は町長ですので、すべて町民の要求にこたえられない、これは当然です。全部財政調整基金を使っていいということではありませんので、やっぱりそれは町長と職員とは差があるというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） それから、財政再建のスケジュールとの乖離、大きくずれてきたと。その辺についてはどういうふうなとらえ方をすればよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 一つは、職員の適正化が早目に進んだということと、それからもう一つは、国のさまざまな経済危機対策臨時交付金等、国の交付金が約5億円ぐらい入ってきていることにより、前倒して単独事業が進められたりということの効果が早目に財政再建スケジュールが進んだというふうのうちの方では解釈しているんですけども。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 確かに国から来た分がかなり大きいという、その助かりはだれでもわかるわけですよ。ただ、財政再建の中では22年まで5年間を見て、ことし22年度までで一応財政再建をきちっとやれば、約5億8,000万円からのお金が足りなくなるんですね。そして、トータルで10年間にするとプラスになりますという計画を出しているわけですよ。わかりますか。つまり、27年度分までの計算からすれば2億3,000万円がプラスになると。しかし、5年間で見た場合には5億8,000万円足りなくなるんだということでもよろしいですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 国の制度もありまして税収が上がりました。少しは変わっておりますが、その解釈で間違いありません。その分についてはいわゆる財政調整基金を充てていかなければ手当てできないという考え方で、その欠損を書いております。ですから、「5億から10億を持っていなければ」というふうな表現になったわけです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） ですから、一応5億8,000万円が足りなくなりますよと。形とすれば取

り崩しをないものとして5億8,000万円が足りなくなるんだと言いながら、10億の財政調整基金が出てきたと。しかし、その中で実際的には財政再建の中でやっていないものがありますよね。例えば、スロープカーのお金は今回の場合には入っているけれども、再建の中ではスロープカーのお金も入っているわけですよ。それから、ごみ処理の有料化のやつなんかも入っているわけです。それらがなくてもそれだけの話が出ていると。この辺についてはどういうふうを考えればよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 当然推計ですので、ある程度の施策の金額的なずれは発生するかとは思っておりますけれども。スロープカー1,000万円程度になりますでしょうか。その辺については新たに観光物産協会ができたことによって、そちらの方に収入源を移したということがありますけれども、総枠の中で大きな変更があったというふうには考えてはおりません。

もう一つ、臨時財政対策債という国の第2交付税もありますので、その影響も大きかったというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） やっぱり今、「柴田町は貯金がでたんだ、10億からの貯金がでたんだ、これだけ余ってんだ」という話もときたま出るわけですが、実際的にはバラ色には町自体はなっていないのではないのかなというふうに思うところがあるわけです。というのは、まず一つは財政再建でやったのは事業の縮小ですよ。さっき言いましたけれども、羽山荘から勤労青少年ホームから菊の祭典とか、さくらマラソンとか、町民レクの縮小とか、そういうふうな事業の縮小と。それから人件費の抑制、二つ。これは全然回復していないわけです。かえって前倒して定員適正化が進むということは、それだけ間違いなく働いている職員には労働力の負担があるわけですから。そういうふうなものとか、それから負担金、補助金の抑制は、児童館の使用料上げたり、いろいろ上げた分は回復はさせないという、今さっき町長の話があったんですが、これはそのままいけば、やはり負担金、補助金も町民に負担をかけっぱなしみたいな感じですよ。それから、使用料、手数料もそうなんです。ですから、実際に柴田町として住みよくなるというのを町民に対して言う場合に、どういうふうな言い方があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはりきちっと事実をつかんでいただかないといけないかなというふうに思っております。今回貯金が10億円超えたのはまず定員適正化が進んだと。それから、国の

臨時経済対策が活用できたと。それから、予定していなかった臨時財政対策債、これは推計ではなくなるという推計だったと。これがなくならなかったということもございます。そういった事実をまずつかんでいただきたい。

それから、いろいろ使用料とかカットをさせていただきましたけれども、これは柴田町だけの問題ではなくて、児童クラブなんかは適正なお金をいただいているということでございますし、敬老会の祝い金も88歳、1万円、これもそんなに遜色はないと考えておりまして、特に今問題になっているわけではないと考えております。

ですけれども、一方ではこういう貯金をし、借金を返済しながらも船岡中学校の体育館と船岡中学校の校舎の耐震化が実際21年度からやれるようになったと。それから、槻木中学校です。これについても3年後ぐらいのやつが前倒しをできたと。それから、新たに観光物産交流館、未来への投資もできましたし。そういうことをやっぱり町民がどう考えているかというのが大事です。それを私が「バラ色」と言っているわけではなくて、財政は改善しましたと。それを町民は、私は安心的に受けとめていただいているのではないかなというふうにとらえているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 学校関係については本当に地震が来なくて助かっているという、本当にこれは心から思っているわけですが。ただ、やっぱりほかと比較すると、若干学校関係についても柴田町はおくれているのではないのかなというふうな感じがちょっとします。

それから、(仮称)観光物産館、これのやつが先ほど言いましたが、約1億円という話なんです。このうちの起債と、それから真水と補助金は割り振りはどういうふうになっているでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（加藤嘉昭君） 仮称でありますけれども、観光物産交流館1億ということで、先ほど町長が説明しましたけれども、国の森林加速化整備事業ということで県の交付金です。21年度当初では内示いただいたのは4,500万円ということでしたが、その後増額になりまして、限度額の5,000万円満額、県を通しまして5,000万円交付金で来るということでございます。

建設費につきましては、起債を充当するかどうかまだ決定しておりませんが、今後の建設費の動向によりまして、起債を打つかどうか検討していきたいということで、単純に5,000万円交付金があれば、5,000万円が1台ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、財源が出たということですが、やはりきのうの話では、どれくらいに利用者を見ていたか。申しわけないですけどももう一度出していただけますか。日と大体1日に何名なのか。それから、日曜祝日、きのうちょっと出たような気がしたんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） きνού実は、平間議員さんの方からお話ございまして、あくまでも昨年度の推計に基づきましての試算というふうなことでお話し申し上げました。

一つは、おおむね平日は100人と。それから、土日は200人程度と。桜まつりのときは2万人、菊花展のときには5,000人ぐらいというふうなことで見込ませていただいているというふうなことでお話し申し上げました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） このとおりになればいいんですけども、大体全体的なみんなの話を聞いてみて判断しますと、間違いなくこれも赤字になるだろうというふうな見通しなんです。やはりその上に建てるのか、下に建てるのかについても、大分今からワークショップか、審議会か何かつくってやっていると思うんですが、その辺についてはどのような感じを持っているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） これから当然、先ほど申し上げました人数を見込みながら、城址公園の方に多くの方々がおいでいただけるような仕掛けを考案しながら進めると。当然産直等々も開催をさせていただきながら、そういったものを複合的に含めて、景観等々も含めながら、仮称も含めながらというふうなことでお話し申し上げているところでございまして、確実に収入が落ちて支出の方が多いというふうなことに極力ならないように、私どもの方でも観光客の誘引を。

もう一つは、地域の方々が我が町の無形の財産と申しますか、そういったものに多く親しんでいただいて、地域の方に足を運んでいただき、やはり町の財産を誇らしげに思っていたくというふうなことで、そういったところも重要な要素だろうというふうに考えてございまして、それらを進めていきたいというふうに思います。

それから、建設場所でございますけれども、確かにきのうも平間議員さんの方からもお話しいただきました。当然、伝承館の前、平坦地のところなんですけれども、それと現行の場所というふうなことでいろいろ議論があったというふうなことで、しかしながら、城址公園の場合

ですと、44年当時だと思いますけれども、売店がつくられ多くの観光客の方にも人気をいただいているし、スロープカーの乗降場も近いというふうなことで、城址公園のシンボリックな建物というふうな観点から現行の場所を解体し、そこに建設するというふうなことで進めているというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） やはりいろいろ問題はあろうと思うんですが、十分な論議をして、景色をめでるような感じ方の城址公園になっていただければいいなというふうには思っております。

それから、今スポーツ振興基金があるわけですが、これは、去年は基金から何々の事業に使って、それで残はどれくらいだったのか。それから、ことしは何々に使って、現在の金額は幾ら残っているのか。その辺を一応出していただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） お答えいたします。

スポーツ振興基金の取り崩し関係でございます。以前、平成20年度実施した内容であります。これが1回目ということで、この20年度の実施につきましては、745万9,000円を取り崩して修繕工事を行っております。修繕の主なところは、町民体育館の雨漏り、船岡体育館の暗幕修繕、柴田球場の雨漏り修繕等でございます。工事については、柴田球場、外野芝生の補修工事ということで20年度、745万9,000円取り崩した内容でございます。

今年度、平成22年度でございますけれども、ここの中でも783万9,000円取り崩しまして、事業に充てる内容については、柴田球場の照明の修繕でございます。工事につきましては、船岡体育館の駐車場の整備に充てるということで、今年度は783万9,000円を取り崩しさせていただきました。したがって、現在の残額としましては455万円ほど基金として残っております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） やっぱりこれについても前にも質問したんですが、スポーツ振興基金を建物とか、そういう修繕・修理に充てるという考え方はやはり間違っていると、これは言わざるを得ません。やはり審議委員会の方に聞いてみると、「柴田町は金がないから、しょうがないから、それを認めたんだ」と。やっぱりスポーツ振興基金を早目に、前の話のときに町長は「お金が出てきたならば、それはすぐにでも元に戻すから」という話があったんですが、その辺についてはもう一度お伺いしておきます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） スポーツ振興の新たな取り組みがありましたら基金と限らず一般会計で、その必要性を十分に予算措置をしまいたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） やっぱり柴田町はスポーツ振興の町ということで、体育大学から高校まであるわけですから、そういうふうなスポーツ振興する上での審議会なりに答申することが必要だと思うんですよ。何もしなくて、ただお金が余っているからこっちに使えばいいんだという考え方では、やはり全然策がないというか。もうちょっと考えていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（丹野信夫君） 基金の活用ということになるわけでございますけれども、町の財政事情を見ましたところ、やはりそういった形でご理解いただいているところでございますけれども、これにつきましては、とりあえず条例に基づきながら、処分的な第5条というのがございます。

ということで、極力基金そのもの、議員おっしゃるような別の運用もございますけれども、中にはそういったことで、目的達成のためにということで、その目的はやはり施設整備も含んでございます。そういった考えのもとに基金を活用させていただいておるところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） だからやっぱり議会としてもどういうふうに考えたらいいかということで、ある程度我々の方も考えなきゃならないと思うんです。まあ、使う方からすれば、ないからこっちの方から使うんだというふうな、単純にそれを議会が認めたということになると、やはりスポーツの町というものがいかなものかというふうな話も出てくると思うんです。やっぱりそういう意味では、今から先ほど課長から言われたような面について、その審議委員の人を含めて考えていただければというふうに思います。

それから、地震の関係なんですけど、年度ごとにやっていくということなんですけど、10年の待機事業にも確か1,000万円ずつ入っていたような気がするんですけど、その辺早目に序列を出せないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） ある程度序列というのは考えておりました。ただ、真っ先に児童館

なり、西住含めまして三名生児童館も耐震化が危なかったんですけども、ただいわゆる大規模児童館とかの計画が進んでいる中で、今手をかけることがどうなのかということがありまして、少し考え直しといいますか、その順位については計画をもう一回練り直すというふうにはしております。

集会所なんかもそうなんですけど、木造建築物だけで約5,000万円を見えています。役場を含めてRCいわゆる鉄筋コンクリート、鉄骨造、柴田体育館、公民館もそうなんですけれども、これについては解体費用だけで数千万円の費用がかかります。ただ、この数千万円の費用が壊す場合については補助も起債もほとんど打てない。真水を打たなきゃいけない。すると、順序はお金との折り合いをつけないといけませんので、その辺についてはすべて調査が終わりましたので、もう一度検討させていただきたいなというふうに思っています。基本的には町民の使うものを優先させたいというふうな考え方ではあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 児童館とか、それからそういう集会所なんかの場合には、今技術的には窓枠なんかでも耐震のものができるとか、かなり安くできるような話もあるわけですが、本当にお金をかけないような状態で耐震というのはできるんでないかなというふうに思うんですが、何か考え方ありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 建物といわず工事関係はすべて費用対効果、常に経費のかからない設計で実は発注しているという内容でございます。当然、耐震となれば鉄骨等々あります。それから窓枠等で補えるといいますか、そういう工法もあるかと思うんですけども、実施するとすれば、必要最小限の費用でという考えは常に頭に持って発注をしているという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 本庁舎のやつはもうちょっと詳しくどのくらいのやつまで調べて、それからコアの部分まで含めてどういう対応をしなければならんのか、一応この本庁舎のやつを教えてくださいなんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 昨年度、耐震診断を庁舎で実施いたしまして、1階から3階までIS値0.7以下というような結果になっております。補強につきましては、壁とか補強ブレスとか、そういうもので補強していかなければならないと考えております。4階と5階は

0.7以上ということで、強度的にはもつというような結果になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、1階から3階までさえきちんとやれば、後は問題ないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 補強的にはそういうことになりますが、設備等もございまして、その辺の水道とか、換気、暖房、そういうものもありますので、その辺も一緒に考えていかなければならないと思っております。

訂正させていただきます。1階から4階までが0.7以下ということで補強が必要になっておまして、5階6階が0.7以上ですので、耐震補強の必要はないという結果になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） その0.7以下じゃなくて、はっきりと述べていただけますか。なんぼになっているのか、0.7以下でなくて。大体児童館なんかも含めてすべて0.7以下なんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 1階ですと、X方向、長い方向ですと0.47。Y方向、短い方向が0.498という結果です。それから、2階は0.44。短い方が0.76。3階については0.4。短い方向については0.7。4階については0.5。短い方向については0.9。それから、5階が0.8、0.9。それから、6階が2.0、1.8というような結果になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、0.4クラスだとかなり大変なんじゃないんでしょうか。上から重力もかかっているし。町民体育館の場合はあれはもう完全にひどいというのはわかるんですが、こっち側の場合はお客さんがいるし、町民の方が。その辺、専門家の見方というか、どういうふうに見ればよろしいのでしょうか。余裕があるという見方ですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（小野宏一君） 0.3以下ですとかなり危険だというような報告がされております。0.3から0.7は倒壊する危険性があるというような表現になっております。

地震のいろいろなメカニズムによっても違うと思いますので、一概に危険とか、すぐに壊れるとかというような答弁まではちょっとできないかと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） なんかつと宝くじのような感じで、当たりが悪ければひどいみたい

な、ちょっとそういうのは。やはり災害の場合にはベース基地になるわけでしょう、ここが。そのようなことからすれば0.4は。早目に直すところは直すというふうな考え方はできないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今管理監が言ったように、大きく言えば0.5です。0.49とか、0.47です。0.5という数字がどのくらい危険かということについては、0.7と0.3がありますので、まだ緊急という意味は、余裕があるというふうには感じてはいます。ただ、構造物などで別に確約できるわけでもないんですが、それほど何も先駆けてここをやらなきゃいけない優先順位というふうには今のところ感じてはおりません。役場も含めて全体公共施設は当然お客さんがよく来るところですから、危険度を考え合わせながらもう一度考え直しをしなければいけなかなというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 今、柴田高校のところの水球プールを県の方が撤去しているのかな。あそこを通ったときになんかそのような感じがしたんですが。

それで、町長から言われましたが、館山の上の青少年ホームとか、それから羽山荘とか、やはり使わなくなったものについては早目に撤去するというのは必要だと思うんです。やはりそれが安全であるし、もちろん見た目もよろしいし。その辺で、壊すものも含める、直すものも含める、そういうふうなやつでの年次計画というか、それはいつごろ出てくるでしょうか。これはどっちになるんだいね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 使わなくなった公共施設の撤去については、当然住民生活に大きな危険がかかわるものについては、町は優先的に取り組みます。槻木の葛岡下の住宅については、21年度事業で取り壊しを行いました。

ただ、羽山荘は人が入っていけないような構造になっていますし、旧青少年ホームについては一応取り壊しの方針は掲げておりますが、もしもその次の利用、もしくはあのままいわゆる改修して使う、もしくは違うものを建てるんだという計画があるのであれば、いわゆる町の単独事業じゃなくて、補助事業なり、起債事業に乗つけられるわけです。そのことについても少し時間をいただきたいなど。今のところ、後利用はないというふうになっているんですけれども、けやき教室が撤去したばかりですので、本当に何も使い道がないのかということも1年くらいは検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 青少年ホームは雨漏りもあるし、やはり何やるにしても思い切りが必要だと思うんです。

それで、町営住宅の話になりますが、ここに持ってきたんですが、町営住宅が平成11年に一応策定がかなり立派なやつがあって計画に対しても物すごくいいものなんですよ。かなりの金額を使ったんじゃないかなと思うんです。ただ、これがまるきりほごになってしまっているのではないのかなと。ましてや今、今度出ている東側についても8階建てにするような話はあるんですが、現実には議会の方にはまだきちっとした話はされていないんですよ。つまり、我々の頭の中にあるのはこれだけなんです。全部並松も含めて神山も含めてここに入っているわけですから、ここに出ている古いやつについてはあらかじめ耐用年数が終わっているわけですから、やはりきちんとした形の中でもう一度直すなら直す、壊すなら壊すというようなのを含めての住宅の政策というか、その辺が必要だと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 当時平成10年度ですか、11年の3月に出ていますので。再生計画策定調書ということだと思うんですけども。ことし長寿命化の委託を實際かけます。当然年数も当時からもう11年過ぎていきますので、その中で建てかえ等々含めて長寿命化対策の委託の中で検討していきたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） そうすると、長寿命化というのは神山なんかも含めてだと思うんですが、耐震なんかもきちっと対応できているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） これからの公共施設はこの長寿命化計画。要はある程度建物等々を調査して、そういう計画を立てないと補助事業には乗っていけない内容になっております。ですから、一番最初にやらなきゃいけないのは長寿命化計画。そして、建てかえ等々を計画していくという内容になっていきますけれども、今のところ長寿命化計画は立てるんですけども、神山前については平成21年度の耐震で問題ないということに結果は出ております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） ことしから長寿命化というのが始まるのかどうか分かりませんが、その長寿命化の計画が出たならば、当然この11年度に出たやつの策定報告書に取ってかわるものと

して議会の方に提示されるのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 当時はそういう再生という形で進んでいましたけれども、確か20年か21年に長寿命化制度ということで、要はそういうものを長く更新、工事とあわせてその建物をもしくは施設を、やっぱり長く使って耐用年数いっぱい延ばしていくという考え方で、これにとって長寿命化が新しく建てかえとといいますか、それが一番直近の資料になると思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 耐久がゼロよりもマイナスになっている建物が結構あるんです。それでも長寿命化ができるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 長寿命化調査をかけて、当然オーケーであればそのままいくんですけれども、うまくないですよと、例えば数値的に出れば、当然長寿命化の制度を利用して更新工事、もしくは耐震化工事等々の事業を、交付金事業の中にありますので、そういう対策の中で事業を進めていくという内容になると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 今、柴田町では私が知っているやつは二つです。花咲山構想とかという計画されているやつです。大体300万円ぐらいで計画されていると思います。あと交通関係です。それらについてもこのような形で金をかけて報告書が出て、実際やれなかった場合を考えると、300万円で人に頼むよりも実際に目の前にあるもの、町長、いつでも言っているから、「山、こうするんだ」というふうな。それで十分ぐらいにして、その金を投入したらよろしいような気がするんですが、いかがなものでしょうか。その計画書に金かけるんじゃないかと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（大場勝郎君） 花のまち柴田の事業で、300万円で花咲山基本構想策定事業がありまして、そこでやろうとしているのは、もちろん館山の城址公園を花咲山にかえる部分と、今までなかったんですが、白石側と回遊ルートをつくって、今まで議会の中でもよく桜の回遊ルートのお話が出ていましたけれども、あれをどうするというので、例えばつり橋とか、そういう検討をコンサルのノウハウを使って一回検討してみましようというようなところも含めての策定事業なので、実施計画というよりは、今後花のまちのブランド化を進めるための花咲山をどう考えていくかという、そういう基本構想的なものをまとめたいというふうな

ことの段階の策定事業であります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） なんかあんまり本当に実施されないことを論議して、こういうふうな本にして、あと結果として、また直して考えなきゃならないというふうなことになるような感じがして、もうちょっと職員の側だけでも考えてやった方がよろしいのではないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 佐藤輝雄さん、今ずっとやってきたやつは町営住宅に関してやってきているわけで、花咲山構想はたまたま、「つまり、この本と同じくになって、要は見たとおりにやらないのかということです。わかります」の声あり）そこら辺は言っぱなしで、次に行ってください。

○13番（佐藤輝雄君） やっぱり構想を練るだけのお金、なんか交通関係もそうなんですけれども、もったいないというような感じがしております。角田にしてみても交通関係で見れば、こういうふうなやつにすれば、角田ってワークショップでやったわけですから。何も金かけなくてもやって、デマンドタクシーはもう走っているわけですから。丸森もそうだし。やはりそういうふうな意味では、ただ考えてこちらの方に時間とるよりも、実際的に町民に早目に実施するという感じのものを望みたいと思います。

それから、組織改編はゼロだということですが、図書館とかなんとかになってきた場合には人はふえるし、今度、商工課と農政課と分かれたりして、その分については、人はふえたりはしていないんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） まず、農政課と商工観光課が分離しました。当然1名増というような形になります。課長が1人でますので、1名増になってございます。商工観光課で1名増と。

それから、当然図書館につきましても職員3名、それから非常勤というような形で、職員3名はそちらの方でふえているということはお案内のとおりです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） それで、やっぱり職員録には非常勤の人として名前が載っている人と、あと町長がさっき言った百五十何人ですか、のっかっていない人がいるわけですよ。それはどういう違いで載せていないのかどうか。職員録に非常勤としてのっかっているか、のっかっていないかという。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 職員録に載せている分につきましては、嘱託職員というような形の中で載せていまして、フルタイムであっても非常勤については載せていないということで、嘱託職員は載せています。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。
- 13番（佐藤輝雄君） 非常勤の人で155人というのは、全体でその嘱託職員も含めて155人なんですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 4月1日現在で155人ということで、議員おっしゃるように嘱託職員も臨時緊急雇用等々もすべて含めて155人ということです。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。
- 13番（佐藤輝雄君） 緊急雇用の場合だと半年ぐらいなんで、これは難しいかなと思うんですが、やはりある程度年間通して、そういう人には名前が出せるか出せないかわかりませんが、ただやっぱり課ごとに人数を把握する意味では必要だと思うので、何らかの形で、前に組織図の中に職員何名、それから非常勤の人何名という形が出ていましたが、というのは、実際に正職員を少なくして、正職員のかわりに非常勤の職員をもってきたとすれば、本当の定員適正化になっているのかどうかという考え方があるんですが、その辺はいかなる考え方が正しいんでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 非常勤職員155名ということであげていますが、この中にはフルタイムなり、2時間とか4時間とか、そういった形の非常勤職員も入ってございます。
- ただ、原則的には非常勤職員は半年更新ということで、最長1年ということになりますので、半年更新というような形をとっています。ですから、そういった観点からいって、非常勤職員を職員録の中に載せるということは現時点では考えていないということです。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。
- 13番（佐藤輝雄君） 定員適正化について、定員を少なくしておいて、非常勤の人を雇うという、その辺の入れかえというか、数的なごまかしというか、そういうような考え方はないんですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 決して職員を削減して、そのかわりに非常勤を多くとって適正な定

員ですよというようなことは考えてございません。ただ、現時点で議員皆様ご案内のとおり、保育所関係ですと、町長が答弁申し上げたようにかなりの非常勤職員があるわけです。そういった部分等もあるわけですが、やっぱり非常勤職員については、今のところ緊急雇用、それから今度国勢調査がありますし、税務課でもありますし、それから単労職の方で現場の方にも緊急雇用で入れているということもあるわけですが、そういった形で今後23年ごろまではこういった155名というような形になりますが、ただそれ以降はぐっと減ってくるというような形で考えております。

従来も非常勤職員については、一般事務については非常勤職員は対応しないと。これもなかなか前の育児関係の質問もありまして、今後ちょっと対応を考えなくてはならないと思っているんですが、前は産前産後の休みというようなこととか、1年間の育児休暇とかについては、非常勤も課内でカバーしてもらっていた経緯もありますが、今後それでいいのかということもありますので、それは検討課題というふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） やっぱり人数、定員適正化ですから、少なくすればいいんだという考えだけじゃなくて、ことしは何名を計算しているんだというやつに沿って順次進めていかないことには、職員だけが負担をするような形になってくると思うんですよ。幾ら今うまく回っているといても、現実の点からすれば。

ですから、そういう定員適正化ということについては、ことしの場合は定員何人減という形はやっぱりおかしいのであって、それに合わせていくのが本当の定員適正化だと思うんですよ。そうでなければ、人が余計いなくなったからいいんだというふうな考え方では仕事自体が甘いのかなという感じもするので、その辺やっぱり役場職員のようにきちっと律儀に、その辺は計算されてやっていった方がよろしいのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 町長も答弁させていただきましたけれども、現状の事業をそのままにして職員を減らすということになると、議員おっしゃるとおりになります。ただ、やっぱり給食センターなり、地籍調査なり、いろいろな事業等を今町民が求めている事業は縮小できませんけれども、要するにどっかで縮小して行って、町民が望んでいる政策の方に職員を配置するというような考え方でやっていますので。

ですから、私の個人的な考え方をここで申し上げてはだめなんですけれども、私の考えとす

れば、やっぱり柴田町の場合は施設が多過ぎるんだらうというふうに思っております。職員を削減するのであれば、ある程度の施設の統廃合等が絶対に必要だというふうに思っていますので、そうでない限りは100の事業をやっていて職員を減らしていけば、当然職員の方に負担がいくというふうにも考えておりますので、そういったことも踏まえながら今後削減に努めていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） それから、このグループ制なんですけど、このグループ制については例えば町長が言ったように、まず指示系統というか、それが短くなっていいんだというのが一つあります。

しかし、実際的にグループだからいろいろ仕事が忙しいときには動けるんだというふうなものがあったんですが、例えば去年の場合、定額制が去年の3月にあったときに、議会の方では10年待機事業を早く出してくれというやつがおくれて出てきたりして、忙しい時期、忙しい事業に対して人が動くということができないようなグループ制なんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 10年待機事業の提出について若干おくれたことについては大変申しわけなかったなというふうには考えております。

ただ、グループ制の中で、今言われるように、例えば隣にまちづくり政策課長がいてこんなこと言うのはあれなんですけれども、今現在まちづくり政策課の方では長期総合計画策定をやっております。それから、国勢調査が入っています。そのほかにも住民参加、一般質問できのうもありましたように、推進センターなり、いろいろなものが入っているわけです。その中でやっぱりそういった部分については、まちづくり政策課の職員を挙げて国勢調査、その時期にはすべてが国勢調査にとりかかると。それから、ある時期については、おのおの役割分担の中で長期総合計画の中の専門部会を担当するなりということで、すべての職員が一体となってとりかからないとできない、ことしは特に大変な、課では一番大変なのかなと。いろいろほかの課でも大変なんですけれども、特にことしはまちづくり政策課が一番大変だというふうに考えておりますが、そういった意味でもグループ制の対応ということはスムーズに行われることによって、課題解決ができるだらうというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 私から見ると、グループ制は基本的には課長、班長ということで、意思

決定が短くなっているというか、そんなふうな感じがするんです。

しかし、今までの場合だと課長がいて、課長補佐がいて、係長がいたということで、意思決定についてはちょうど3段階になってきますが、ところが実際的には職員自体が全体的な動きが、私から見てですよ、その三つの課長、課長補佐、係長の方が各係の方がやりいいのではないかなと、一人一人の仕事が。それが課長からすぐにもう班長ということで意思決定が、なんか仕事が偏ってきているんじゃないかというふうな考え方を持つんですが、ほかの町ではグループ制をかなりとっているんでしょうか

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） この前もどこの町だったか忘れてはいたけれども、グループ制を視察に来ました。ほかの町村でもグループ制をとっている町村が徐々にふえてきているというふうには認識しております。

議員おっしゃるように、メリットとデメリットが当然お互いあるわけでございますけれども、一番問題なのは係長ということになりますと決裁権を持っているわけです。ところが、今係長がいませんので、決裁権は班長までということになりますので、その点、決裁権を持っていれば責任度合いというものは、係長の職で決裁権持てば、責任度合いはそちらの方があのかなというふうには私も思いますが、ただ、直接庁議なり、町長なり、前に質問もありました、マニフェスト云々の話もありますけれども、直接職員の方にそれを伝え行政を執行していくということについては、やっぱりスムーズに図られているのかなというふうには解釈しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） この辺の近辺の町でグループ制をとっているのはどこどこですか

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） ちょっと今、頭の中にはどこというのはありませんけれども。

（「後で調べてください」の声あり）すみません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） それから、グループ制をやったときにはここにも書いておいたんですが、確か8カ月後にグループ制のアンケートをやっていますよね。やっぱりそれから4年もたっていますし、みんなはどういう考え方をしているんだと。ただ課長が直接ヒアリングして、グループ制に対してどうこうという感じのものはないはずなんです。やはりアンケートをとって本当の気持ち、本当の現実というやつを出すような、もう少し民主主義で、必ず上司にし

やべんなきゃならんということじゃなくて、もう一度きちっとアンケートをとってみるという考え方はございませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 実際にアンケートをとるということになりますと、係長制度に戻すという考え方もこちらで持ちながらアンケートをとるということになりまします。例えばアンケート調査をしました。職員が例えば係長制度に戻した方がいいんじゃないかという意見等があった場合に、じゃあ、係長制度に戻すというような形もこちらで踏まえた上でアンケート調査をとるというような形になるかと思えます。

現実的に今班長制度をとっている現時点、班長は一つの課に2人なり、3人なり、1人の場合もありますけれども、いるわけですね。そういった場合に、例えば3人の班長さんが今いた場合に、それを係長制度に戻すというふうになった場合に、班長は補佐です。そうすると、その補佐を残った2人はどうするんだという話になるんです。そうした場合に、じゃあ、降格できるかという、降格はできないと。補佐ですと、副参事だと現状のままもっていけるわけです。班長になっている職員が副参事という決裁権を持たない職についての場合、これはちょっとやる気であるのかなというのがありますし、そのほかに今度は係長を置くわけですよ。そうすると、前のように1人係長がぼんぼんと、今の職員の年齢構成からいってもほとんど係長です。皆さん主幹です。それが一番多いんです。そうすると、その人たちは全部係長です。そうすると、今度だれを係長に下からもっていくかというような部分もありますし、やっぱり1人係長というのは、やっぱり係長となれば2人、3人の部下を持ち、そして一緒に事務をもっていくというのが普通です。1人で係長で、1人決裁権を持ったからといって、私自身の考え方としては今班長制度をとっていますが、これを係長制度に戻すということは職員の待遇、給与、いろいろな面を考えて不可能だろうと。物理的に無理だというふうに考えて私はおりません。

それよりも町長が答弁申し上げましたように、班長制の悪いところは直していきたいというふうに私は思います。例えば、班長制度で一つの班があって、毛色の違う昔の係を二つ持っていたということであれば、やっぱりこれは毛色が違うんで班をもう一つふやしてくれということであれば、班をふやすことはやぶさかではないというふうには思いますし、それから班長が3人もいると。だれがトップだかわからない。今総括班長というのを設けています。だから、総括班長を昔の補佐的なイメージの中で、あとの班長は昔の係長的なイメージで、ただ給与面は3人とも補佐ですから、給与面については同等になりますけれども、そういった役職の段階

をつけながら昔の係長制度のよいところを班長制度に取り入れて、班長制度を継続していきたい。物理的に係長制度に戻すのはなかなか難しいというふうに私は考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 前のアンケートのときには、グループ制を否定するのもかなりあったんですが、やっぱり悪い点なんかも含めて前のようにいいかどうかというふうな中でも問題点があると思うので、やっぱり私は4年もたってくればどっかにあかがついてくるだろうし、一つの考え方として、それと働いている職員自身も問題があるというふうなものがあれば、それをどうにかして直すんだという前向きな立場の中でやっぱりやるべきじゃないかなということを提案して終わりにしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） これにて13番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

次に、9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。

1 問目、防災・減災に向けて。

「災害は忘れたころにやってくる」といいますが、今は忘れたころではなく、まだ見ぬ将来の災害が予想されている時代です。既に地震災害についての予想は、地震調査研究推進本部発表による全国を概観した地震度予測地図によると、最も高い確率で予想されているのが、2007年1月1日を基準日として30年以内に震度6以上で起きる宮城県沖地震です。その確率は99%ということです。

本町では昨年3月に柴田町地域防災計画が改訂されました。そして今般、柴田町防災マップが町内全戸に配布されました。

そこで、これら災害関連についてお聞きします。

1、平成16年に新潟・福井・福島で発生した豪雨災害で、災害に弱い立場に置かれる障害のある人や高齢者の方たちへの防災対策が必要とされたことから、国は災害時要援護者対策をガイドラインとして決めました。本町の要援護者対策などについてお聞きします。

2、町、地域防災計画関連について現状をお聞きします。

①緊急輸送道路の整備で道路モニター制度の確立。

②緊急輸送道路の指定について。

③職員の配備態勢として、職員初動マニュアルに基づく参集方法についてお聞きします。

3、総合防災訓練への小学生・中学生・高校生・仙台大学及び学生などの参加について、ど

のように考えているかお聞きします。

大綱2問目。

事業所内消防団設置の推進を。

消防団員については、全国的に団員の数は減少の一途ではありますが、本町では微増ではあるが定数に近づきつつある旨は何っております。そこで、町内の事業所に事業所内消防団設置の協力要請はされているかお聞きします。

大綱3問目。

緊急メールサービスの導入を。

現在、さまざまな行事や行政活動や情報はお知らせ版や広報しばた、町ホームページから行っているが、災害時の情報を広く確実にするために携帯電話使用によるメールサービスを導入してはどうかお聞きします。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員、大綱3点ございました。順次お答えします。

1問目、町の要援護者対策でございます。

柴田町では、平成20年3月に柴田町災害時要援護者支援の手引きを策定いたしました。そして、町内各防災組織、行政区長、民生児童員、福祉サービス事業所に柴田町災害時要援護者支援の手引きを配布、説明を行いながら要援護者の情報把握と管理を行い現在に至っております。

町のガイドラインによる災害時要援護者の定義は、指定避難所までも移動が困難な者を中心としたひとり暮らし高齢者65歳以上。寝たきりの高齢者65歳以上。高齢者のみ世帯65歳以上。身体障害者手帳2級以上の所持者。療育手帳A判定の所持者。人工透析者。その他上記に準ずる者として対象者の範囲を7分類に定義して把握に努めているところでございます。

要援護者の登録は、当初は身体障害者の1級、2級、療育手帳Aの所持者及び介護保険要介護度3以上の方、886名を対象に登録を募集したところ、320名から意思表示をいただきました。その後、町のお知らせ版に掲載するほか、民生児童員による声かけ等により登録者の拡大に努めて、本年3月末現在の要援護者の登録者数は645人となっております。現在の登録予定者数1,087人の60%ですので、今後とも登録者の拡大に努めなければならないと思っておりますが、本町は本人の自発的な意思にゆだねる手挙げ方式で実施していること、また、支

援を要することを自覚していない方や障害を有することを他人に知られたくない方もいらっしゃることから、十分に情報収集ができていないと感じております。

一方、名簿登録者の中には今のところ心配はないが、声かけがあったから、あるいは不安だから申し込みはしておくといった方もおります。その他に毎年3月に民生児童員によるひとり暮らし高齢者や2人以上の高齢者世帯約1,800世帯の状況把握調査も実施しております。しかし、安易に登録数に目を奪われると、真に緊急的支援が必要な方への支援が手薄になる危うさも認識する必要があり、適切な要援護者の状況把握は大変難しいことも現実でございます。現在、集められた情報は行政区単位に登録者名簿を随時作成して、自主防災組織の長である行政区長、民生児童員に適宜提供し、地域で迅速に救出活動が行えるような態勢に努めております。さらに、より充実した避難支援体制の整備を図るために、本年度は県内における先進自治体、石巻市に職員を派遣して研修を行います。

今回、特に従来の手挙げ方式を基本としながらも関係機関共有方式を組み合わせた最新の住民記録情報と、障害者・介護者の情報等を統合させたシステムの構築を検討しております。これは国の平成22年度セーフティネット支援対策事業の地域福祉推進のための先駆的試行的事業の認定を受け、総事業費133万円で災害時要援護者支援システム事業として取り組むものでございます。その結果、より精度の高い最新の情報による要援護者管理台帳の整備が図られるところでございます。

2点目、初めに道路モニター制度の確立でございます。

災害時における被害者の救出活動や援助物資の輸送等を円滑に行うためには、緊急輸送路の整備と道路構築物、ライフライン等の耐震性の強化が課題であります。国・県・町等の各関係機関が耐震化等の整備に努めているところでございます。緊急輸送路の管理を行うのは行政機関であります。災害時につきましては、自動車の運転者や地域住民に対し、道路施設の被害を発見したとき、直ちに道路管理者に連絡ができるよう、町広報誌、ホームページ等を通じ協力の呼びかけを行うとともに、町内の各自主防災組織や事業所等へ情報提供の協力をお願いし、道路モニター制度の確立に向けて関係各課、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、緊急輸送路、道路の指定でございますが、町では県の緊急輸送道路ネットワーク計画図に指定されている道路及び町内の拠点施設を結ぶ道路を緊急輸送道路として選定しております。

次に、職員の配置態勢として職員初動マニュアルに基づく参集方法でございます。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対応を迅速に行うため、災害の規模に応じて必要な職員を配置・動員し、その活動態勢に万全を期しております。災害の発生については勤務時間内ではなく、勤務時間外・休日等に発生する場合も想定されることから、職員災害初動マニュアルを設定しており、マニュアルに基づいて各課職員の参集方法を定めております。例えば、勤務時間内は町内放送、関連施設等へは電話連絡により職員を招集し、勤務時間外・休日は警備員から各種警報等の非常通報を確認したときや、地震などの災害発生情報を確認したときは総務課長・危機管理監・防災担当者に連絡が入ります。総務課長は町長・副町長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各部長となるべき課長へ連絡し、部長は部所属の課長に連絡し、課長は班長等を通じて職員に連絡する職員参集の手順を定めております。町内で想定規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し非常配備態勢をしくものでございます。また、災害対策本部設置に至らない場合でも災害警戒準備態勢、災害警戒本部の設置をしくものでございます。

3点目、総合防災訓練への小・中学校・高校・大学及び学生などの参加でございますが、本町における防災訓練には地震訓練と水防訓練を隔年ごとに実施しております。平成21年度につきましては水防訓練を白石川左岸河川敷で実施しており、平成22年度につきましては10月17日日曜日に柴田小学校を会場といたしまして、地震訓練の開催を計画しております。防災訓練につきましては、消防団・婦人防火クラブ等の方々参加をいただきながら実施することから訓練の開催が休日となり、小・中学校・高校・仙台大学生の参加については防災訓練を開催する地域の住民として参加いただくようになると思っております。また、防災訓練については、町内自主防災組織においても訓練を行っていることから、それぞれの地域において小・中学校・高校・仙台大学の学生の方々も訓練に参加いただければ幸いと存じております。

次に、事業所内消防団設置の関係でございます。

事業所内にあります自衛消防組織は、消防法において一定規模を有する事業所において設置が義務づけられている事業所の従業員により構成された自衛の消防組織をいうものでございます。事業所の自衛消防組織には市町村などの消防署に対して消防計画及び自衛消防組織の結成届け出をした上で、規定に沿った組織編制が求められております。自衛消防組織とはあくまで法律上に規定する名称であって、事業所において設置している場合は、一般的に行政・事業所とも自衛消防隊と称しております。現在、本町内の自衛消防組織は59事業所でございます。平成22年4月1日現在の柴田町の消防団員数は316名で、条例による定数350人に

対し充足率90.3%で、昨年度に比べ6人増員となっておりますが、今後町内の事業所内の自衛消防組織と連携が図られるよう関係機関とも協議を重ねてまいります。

大綱3点目のメールサービスでございます。

地方自治体を初めとする地方公共団体等では、相次ぐ地震や水害などから住民の生命・身体・財産を守るためにさまざまな防災への取り組みが実施されております。そうした防災への取り組みの中でも災害発生時におけるタイムリーな災害情報の提供は、住民に向けた各種防災情報の伝達方法が大きな課題の一つとなっております。災害発生時の住民への緊急の情報提供手段としては従来から利用されている防災行政無線などに加えて、メールを利用した情報提供手段が注目されていることから、本町といたしましても災害時の情報を広く確実にするために、携帯電話使用によるメールを利用した情報提供は有効な手段であると思われることから、今後導入に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） ただいまから休憩に入ります。

再開は午後1時となります。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き9番水戸義裕君の質問を続けます。

再質問、ございますか。どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） ただいま答弁で、「ああ、そうですか」ということで、石巻市に視察に行くということなのですが、石巻に見に行くということで、どういうことを石巻でやっているのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） それではお答えいたします。

県内先進地の中で石巻が進んでいるというような状況なんですが、実は石巻市の場合は地域福祉計画というものを策定しておりまして、その中において要援護者の実態的な支援体制を目標値をつくって実施しているというような状況です。

例えば、柴田町に置きかえますと、1行政区、行政区単位なんですが、1人の援護者に2名の支援員を地域で指定して、地域で支援を図っていくというような体制が一つあります。それ

から、やはり見守りとか、いろいろな形の防災ネットワーク、これについても行政区で取り組んでいるというようなところがありますので、その辺も参考にしてみたいというようなところ
です。

それから、マンパワーの育成ということで、やはりこれもボランティア活動、地域のボランティア員、これの養成も何らかの形でやっているというようなところがありますので、その辺も勉強させていただきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 防災ということでは危機管理監にお尋ねしますが、今のような方式にかえるというか、そういう考えはおありかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今、福祉課長が申しあげました石巻方式でございますが、福祉課のみならず要援護者の対策については、当然防災を担当する総務課も一緒でございますので、福祉課とあわせて総務課でも一緒に石巻にまいりまして、同様に視察をいたしまして、柴田町にどのように取り入れられるか今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 要援護者、私も過去にこの質問をしてきましたけれども、いわゆる個人情報保護条例に引っかかるという大変ですけども、これに関連して手挙げ方式を今までとってきたということなんですよね。先ほど町長の答弁で、関係機関共有方式とか、それから手挙げ方式ということで、これがどんどん今、全国的にこういう方式になってきていると。ちょっと町の名前は忘れたんですが、手挙げ方式でやったときには、二、三割の人しか要援護者登録はされなかったけれども、同意方式を取り入れたことによって、登録者が7割から8割に上がったと。そういうことで非常に効率が上がってきているということなんです。

町としては登録された方たちをどのように助けようとしているのかということについて、まだそこまでは検討していないでしょうか。今、石巻では1人の援護者に2人というふうなことで、それからそういうことに対して、町ではさっき言ったように、それもあわせて勉強しますということなんです、石巻方式を丸ごと取り入れてやるということなのか、今の時点で救助の方法としてはどのように考えているお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） とりあえず今、町で持っている情報ということで、住民基本台帳の

情報、それから身障者の台帳、それから介護保険の台帳、こういうようなものをまず一元化して最新の情報で、まず台帳管理をしていきたいと考えております。

その中において当然、個人情報ということで、情報開示制限をされる方があります。時間をかけてじゃないですが、その方たちについても今、広報誌とか民生児童委員の皆さんの支援で拡大しておりますけれども、その辺ももう少し詰めていって同意を得るような形で、数多く賛同していただける方をふやしていきたいと。

将来的には、我々の方というか、福祉課サイドだけではできませんので、これについては地域の共助ということで助け合い、やはりそういうところまで、これから地域づくりもしていかなければならないのかなというふうに考えております。将来的には共助システムまで踏み込んでいければいいかなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） いわゆる自助・共助・公助というのは皆さん御存じのとおりで、共助の時点までということは、いわゆる公助の段階を超えてもっと踏み込むというふうなとらえ方でいいんですか。いわゆる公助というのは仕組みをつくる立場側というふうな見方から、共助ということは隣近所お互いに助け合うということなんで、そこまでをやるということというふうに受けとっていいのかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 特に行政区長等々とお話しをすると、やはり危機感が各地域にはあります。高齢者が多い、そういうようなところにおいてどうのような支援をしていったらいいのかとか、そういうようなところでやはり地域の盛り上がりや危機に関しては出てきているのかなというようなことが感じられますので、その辺を踏まえまして、総務課と一緒に共助に向けて仕組みづくりをしていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

きのうの答弁でもあった、いわゆる独居老人、高齢者、それから2人、3人というふうなことで数はきのう聞いて、先ほども町長の答弁でもありましたけれども。その中で登録者が645人ですか、それで1,087人ということだったのですが、範囲を絞っていかないと、要援護者ということで、さっき言われたような歩けない人とか、寝たきりとかも含めるんですけども、どこかで決めないといけないんじゃないかと。そういう意味では、例えば自分で歩いて逃げられる人とか、または一緒に避難できる保護者がいるといった場合にも、要援護者ということで

ガイドするのかどうかをお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。

今現在、町で登録予定というようなことで台帳を確認をされている方たちは、身障手帳2級以上の方、療育手帳A判定の方、介護保険要介護3以上の方というようなところで区分をして把握はしております。

ただし、実は要介護3以下の方でも認知の方については、やはり避難所の位置もわからない状態の方もいるのかなというようなことがあるものですから、その辺もう少し、石巻とか、そういう先進のところで確認をさせていただければなというふうに思っています。

ただ、この基準以上の範囲の中でやはり支援をしなければならない範囲はあるだろうというふうな認識はしています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） これからのことではあるんですが、今現在、町で要援護者支援登録制度というか、例えばホームページから登録してくださいというような呼びかけというようなことはしていたかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） ホームページ等での問い合わせはありませんが、手帳の更新、新規登録される方、介護保険もそうなんですが、そういう方たちについては一番時間があるものだから、そこで同意の確認、説明と同意をお願いしているというようなところで、その場で実際的には説明をさせていただいているという状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） その場でということは、いわゆる同意方式もやるということですよ。そうすると多分、人数的にも民生委員の方とか、自主防災組織のどういった立場にある人か、同意していかないといけないんじゃないかと思いますが、そこまでやるということは大変じゃないかなということで、ちょっとお聞きしますけれども。そのようにやるということですよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） とりあえず先ほど町長がお話ししたとおり、40%の方がまだ未登録です。その人たちをまず中心的にやっていきたいというふうには考えております。

ただ、先ほども言ったように認知症の方で軽度で基準外の方もおりますので、その辺を少し

地域包括支援センターの職員ともども策を練りたいなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

今のところ、自主防災組織、いわゆる共助の部分での要援護者対策というふうな形になっていると思うんですが、町としてはいわゆる援護者用のマニュアルとか、それから支援する側のマニュアルとかといったものを、いわゆる公助の部分ということでつくるというようなことは考えているかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えします。

柴田町においては、災害時要援護者支援の手引き、この中にいろいろな形でマニュアル化されておりますので、これを活用してやらなければならないだろうと。福祉課では要援護者の管理台帳を持っているものですから、やっぱり第一義的には安否確認。これが行政として一番最初、避難所ですべきだろうというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

美里町では、一人で避難するのは不安だなと思ったら、災害時要援護者登録しましょうということで、ホームページに載っています。ここには、次の人を対象にしますということで、今言ったようなこういう立場の人がやります。そして、台帳を作成して地域の人たちに開示しますということなんですが、個人情報保護条例以前は、それがネックになってできなかったということなんですが、今は、それはそういうことではないというふうな解釈でそれをやろうということなんですか。お聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実は、個人情報保護条例の中において、一つ緊急的避難条項があります。その条項を活用させていただきたいと。あくまでも緊急です。ですから、人命優先の場面だけしか開示はできないというようなところなんです。ただやはり平時から緊急時に向けた台帳整備というのは、当然我々の方でなくちゃならないということで、その文言の条文を使いまして準備をしていきたいと考えております。ですから、当然台帳開示においては、行政区長もしくは民生児童委員の守秘義務がある方たちのみ開示というように、制限を加えて準備はしていきます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 町の個人情報保護条例の6条、7条あたりだったですかね。「生命財産に侵害を及ぼす状態の」ということで、それを使うということですね。わかりました。

次に、道路モニターなんですけど、地域防災計画には道路モニターということではっきり出ているんですが、さっきの答弁だと、ドライバーとか、地域の方にといいふなことだったんですが、私がこれを聞いたのは、モニター制度の確立というふうになっていたんで、そういうモニター制度をつくってこれからやっていくのかなということでお聞きしたんですが、先ほどの町長の答弁以上のことはないということなのか、それともやっぱりこの防災計画にあるとおり、モニター制度ということで、地域のだれだれさん、ここからここまでやってくださいよみたいな、モニター制度ですから、そういうふうにするのかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 先ほど町長が答弁したとおりでございます。

防災計画の中にも緊急輸送路の整備の中で道路モニター制度の確立ということが記述されておりますので、これにつきましては当然、道路管理者である都市建設課が関係するわけでありますので、道路を所管する関係課、また今回関連する機関としては当然、国・県道等もありますので、国の機関、県の機関、それらとも連携しながら、また場合によってはトラック協会であるとか、それらの運送にかかわる業界との問題もありますので、それら確立に向けまして体制を整えていきたいと思っております。

また、町内であれば当然、町内には今41の行政区がありますし、本年ですべての行政区に自主防災組織ができますので、そういう地域からの情報の提供ということもありますので、今後それらの確立に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） ですから、その確立に向けてどのようにしていくんですかという、例えば41行政区に1行政区道路2人とか、48人の道路モニターということで、例えばそういうふうにして決めてやるのか、ということをお聞きしたいんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） どういう方式でそのモニターをもっていくかというのはまだ確立しておりませんので、例えば今までも道路が陥没していたり、ごみが不法投棄されていたりいろいろありますので、それまでの事例を踏まえながら、各地域ごとにどうしていったらいいのか、また協力機関とどういう形で協力ができるのか、それらを模索していきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 緊急輸送道路の指定ということで、先ほどは県の計画とかということがあったんですが、町道とか、町として緊急輸送道路として指定しているところがありますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 緊急輸送道路の指定ということで、実は国道4号1路線、それから県道で3路線、町道で1路線、選定をしております。

ただ、国道は当然、国道4号なんですけれども、県道の方が船岡停車場・船迫線とか、旧4号とか、それから県道角田・柴田線。実は船岡が県の方でメインに指定しているんです。県の指定の内容です。村田街道、あれはもう完全にすべて直っています。あそこは三斗内からですか、きちっと直っていますので、まだそれが実際加味されていないんです。ですから、最終的に加味された時点で槻木地域も飛び地というわけにもいきませんので当然輸送ルートですので、それに合わせて町の方もしていきたいと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） いわゆる緊急輸送道路ということで、町独自にこの道路を押さえておけば、例えばこの地区に緊急物資を運ぶとか、これは大丈夫だとかいうふうなのは当然出てくると思うし、それは町でなければわからないということもあると思うんで、県の方針も当然あるんでしょうけれども。例えば奈良県でも緊急輸送道路整備計画なんていうのも整備計画も県としてやっています。ですから、その辺も町独自としてやっていかないとというふうなことは感じていましたのでお聞きしました。

当然、道路には橋があるところがありますよね。そういった意味では橋の耐震性とか、そういうのを見ておかないと、これいつつくったんだっけみたいなことで、この道路は大丈夫と試してみたら、橋が落ちていてだめでしたというふうなことになるということでは、そういったところの橋の耐震とか、そういった整備計画のための下準備というか、そういうのも必要になってくるだろうと。

ただ、これはこのためだけにやるということではちょっと現実的には不可能な部分があると思うんで、例えば年次計画みたいなものをつくってやったらいいんじゃないかと思うんですが、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 国道4号の槻木大橋ですか、バイパスですね。あれも今耐震化を確かやっています。それから柴田大橋、当然耐震化、今河川敷やっています。町の方なん

ですけれども、現実的に対応というとなかなかできていないのが現状です。

ですから、公園遊具の保守点検をやっているんですけれども、やっぱり橋梁もそういう形の保守点検、それから長寿命化みたいなそういう耐震計画といいますか、調査といいますか、そういうものを年次計画で今後やらなきゃいけないと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 今課長言われたように、大橋とか白幡橋とかということじゃなくて、いわゆる近隣の道路というか、近くの道路で橋のあるところということで今のようにやっていただければ対策できるだろうなというふうに思います。

次に、職員の初動マニュアルということをつくってあると。だれがだれに連絡して、どうするこうするという事なんですが、ちょっとお聞きしますけれども、職員の招集訓練というのを今までなされたことがあるかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 特に訓練ということではありませんので、毎年大なり小なり災害の違いはありますけれども、台風とか、地震とかそれぞれ警報、注意報、それぞれ出ます。その都度マニュアルにのっとりまして、召集して対策をとっているということでございますので、今後とも迅速にそのような注意報、警報が出たときにはマニュアルに沿って召集をかけていくということで、順次毎年、スムーズにいておりますので、今後とも続けてまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

いわゆる水害とかは何時間か前からわかっているということでは、それをやっているからということではなくて、地震なんて突然やってくるわけで、当然夜も昼も関係なく、雨も晴れも雪も関係なく来るわけで、そういった意味ではちょっと今回私調べてみたんですが、ある市では、それに近い状態を想定して、例えば歩いてくるとか、自転車で来るとかといったようなことを実際にやって、召集に最低限必要な人間がこれだけ集まるのにこれだけかかりましたというふうなことをやっているということなので、ぜひその辺も考えていった方がもっと具体的かなというふうに思います。

なぜこんなこと言うかということ、去年防災まちづくりということで、防災システム研究所の山村先生ということで、2市7町の議員研修のときに、いわゆるリアリティーを持ってやれというふうなことが、理想とか考え方だけじゃなくて、地震、災害はリアリティーを持ってやる

ことが重要だということから、今のことをお聞きしました。今後、それも考えていただくことを期待しまして。

次に、総合防災訓練に小学生から大学生までということをさっきお聞きしました。その中で関連して、中学校3年生を対象にした救急救命講座というのをやっている自治体が結構あります。柴田町としてはこういうことを考えているかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 実際に各学校では、対応はちょっとまちまちなんですが、中には子供たちに資格をとらせるような、そういう研修を行ったり、そんな取り組みをしている学校もあるようです。基本的には、職員の救急救命の講習会は毎年やっているわけですが、児童生徒を対象にしたということは、全小中学校で実施しているような状況にはありません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 以前にもこのことで質問したときに、やはり子供にも命を守るといふことと、何かあった緊急の場合にはということでは、結構中学3年生という力になれるんだというのが大方の社会的な見方ということなんです。

3年生の卒業までの間に3年生だけを対象にした救急救命講座をやっているという、松山東雲中学校とかいうところですか。近くでは東北学院の中学校でも救急救命講習会が開催されました。こういう方たちが、3年1学年ですから何人になりますか、町内3中学校で。この子供たちが救急講座で覚えてAEDの使い方をしっかり覚えれば、それは必ずいつかどこかで役に立つこともあるという意味では、やはりこれは教育委員会でもこういったことを考えるべきではないかというふうに思います。今やっていないということなんです、今後ぜひ取り組んでいただきたいのですが、その辺をちょっとお聞きします

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） そういう方向で各学校を指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） よろしく願いいたします。

総合防災訓練は、ことしは柴田小学校を中心ということ、その地区の子供たちということだったんですが、やはり私が前からここで質問しているように、ぜひよその学校から何人かというふうに出して、その防災訓練の様子を見てもらうということが、やはり聞くより見るということは物すごく大きい効果があると思うんです。日曜日で学校は休みですということなんです、そこのところを何とか考えていただければなというふうに思います。この辺について

お聞きします

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 防災訓練、小学生ではなくて、中学生という意味でしょうか。

先ほどの答弁にもありましたけれども、一応地域住民の一員としての参加という形という答弁があったわけですが、実際に災害が発生した時点のことを考えれば、直接的に学校の方から生徒を、例えば中学3年生を地域の方に組織的に派遣するようなことは、これは非常に難しいことだと思います。当然ながら危険を伴う現場への派遣という形になりますから。これは子供の教育機関として、そういったことを責任を持ってやってくださいとなれば、なかなか難しい話かなと。当然ながら保護者の同意も必要というふうになろうかと思しますので、そういう意味では、やはり地域住民の一員として、子供たちも地域で誘っていただいて、そして総合訓練にも参加すると。そういうことの方がよろしいのかなというふうには感じております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 教育長、訓練ですから危険ということはないと思うんです。危険を避けるために訓練をするんであって、訓練の場がそんなに危険だったら訓練どころか準本番ということになってしまうということだと思うんですよ。そういう意味では、要するに何をしろかにしろじゃなくて、そういうことをやっていることを見てもらうということを主体にしてもらえばいいんだろうというふうに思うんです。

ですから、訓練そのものが危険だということは、要は消火訓練をする人たちはそういうことかもしれないですけども、子供にはそれをさせるということじゃなくて、見るということを中心とした訓練への参加をということで考えていただければなというふうに思います。

それでは、この前配布された防災マップに避難場所に城址公園というふうにありました。城址公園の避難場所ということは、どういった形で避難場所として設定をされるのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 災害が起きた場合については、避難場所ともう一つは体育館のように避難所となるところがあります。現在、防災マップにも記載していますとおり、または防災計画にも同様なんです、町内には避難場所、避難所28カ所ございます。船岡城址公園については広い面積がございますので、そこは一時的な避難場所として指定をしているところがございます。そして、そこから災害が大規模になった場合、次に2次避難所に移るといった場合、一時的に避難をしていただく場所ということで船岡城址公園を指定しているところござ

います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

これはいわゆる一時的なということで、地震、風水害にかかわらず、とにかくここが避難場所ということですね。

例えば、先ほど青少年ホームの話が出ましたけれども、地震がくれば当然危ない建物なんですよね、青少年ホームというのは。その辺をお聞きします。耐震性の問題。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 先ほどお話し申し上げました避難場所、避難所の指定の一覧を見ていただくとわかりますように、勤労青少年ホームにつきましては、避難所に指定してございませんので、そこに避難するという事はないと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） そこなんです。先ほどもあれは撤去する方向づけで、ただいつやるかわからないという状況だと。例えばこのたび配布された防災マップでは、いわゆる堤防が決壊したときの被害地域です。この地域は何メートルと。地震に関係なく建物自体の耐震性としては弱いけれど、風水害のときに避難しなくちゃならないときに、仮にあそこに行った場合に、これはあくまでも仮定ですけども、当日雨が降っていたと。そこに行ったけど、建物は物産館ができたならそれ以外建物らしいものはないわけですよ。雨の中でそこでどうやって避難しているのかという、例えば何時間かでも。そういったときにホームを使えないかというふうにもちょっと思ったんですけども、先ほどのでいくとちょっと危ないということなんです。避難場所として雨が降っている状態のときに高齢者の方とか、体に支障を来している人たちが、テント張るとかなんとかというふうになるのかどうかわかりませんが、外にただいるのかと。目の前に建物があって、どうしてあそこに避難できないんだというふうになったときに、いや、あれは危なくて使えないんですということではいけないのかどうか。

そういった意味で城址公園というのを指定した、広いからだけなのかということで、改めてここで避難場所に指定した理由をお聞きしたかったわけです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 今、雨が降った場合ということで、広いから船岡城址公園を指定したんでしょうかということなんですけれども、確かに面積的には相当広いですので、そこに避難することが可能ですので、広場としての避難所としての場所、そこを指定しているもので

ございます。

当然、旧勤労青少年ホームは確かに雨なんか降った場合の一時的な避難場所にどうだろうかというご意見なんですけれども、耐震化になっていない危ないところに避難誘導すると逆に2次被害を生むということになりますので、もし雨が降りそうなときには、下の方に柴田の郷土館の方もありますので、そちらの方に若干濡れますけれども、緊急的に避難していただければいいのかなと。また、観光物産館が今後できますので、そこにも雨の場合については避難いただけるんじゃないかと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 上はだめで、また避難しますって、だったら最初から避難場所じゃなくてもという話にならないようにひとつよろしく願いいたします。

登米市の災害時要援護者支援マニュアルというお知らせというページに、すごいなと思ったんですが、柴田町では仮に仮設住宅をつくるようになった場合に、どこを選定するようになるかといったことは考えているかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 先ほど、お話し申し上げたとおり、広い場所というと、城址公園であるとか、または入間田にある生涯学習施設の土地であるとか、総合グラウンドであるとか、そういうところが町の施設として広い土地がありますので、それらが候補地になるものと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

登米市では、ホームページの中に仮設住宅建設予定地一覧ということで載っているんです。ですから、「したいと思います」という今の答弁だったんですが、そうじゃなくて、仮設住宅をつくる場合には、こことここにしますというようなことをあらかじめ決めておいた方が、災害が来てから、さて、どこに建てましょうかというよりはいいんじゃないかということで今、お聞きしました。ぜひ、建設予定地一覧というようなものを今後、防災計画をつくって終わりにしないんで、さらに進化させるといった意味ではその辺まで考えていただきたいということで、次の質問に移ります。

事業所内消防団ということで、先ほど町内59事業所の自衛消防団なんですが、事業所内いわゆる企業内というか、この辺について制度があるというのは御存じですよ。事業所内消防団ということの制度。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 事業所内の自衛消防組織については、消防法施行令3条に基づいて規定されておりますので、それに基づいて自衛消防組織が設置されております。

それで、柴田町におきましては、先ほどお話し申し上げたとおり、現在59の事業所内の自衛消防組織があるということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 聞き方がまずかったかな。消防団協力事業所表示制度というのは、これは御存じですよ。これを今現在、町ではやっているかどうか、それが59ということなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 消防の協力事業所の表示制度、これについては知っております。現在、隣接では大河原町と、ことしに入りまして村田町が取り組んでおります。大河原町では10事業所、村田町では1事業所、今年度指定しているところでございます。

当然、柴田町の消防団につきましても充足率が100%には至っておりません。ただ、昨年度と比較しますと若干ふえてはきておりますが、まだまだ充足率を満たしている状況ではございませんので、今後議員がご提案しております事業所の表示制度につきましても当然、消防団につきましても、昼間は事業所等に勤務しておりますので、各所属する消防団員が各事業所から協力を得られて、スムーズに災害があったときには出れるように、そのような制度について今年度は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） ぜひ考えてというよりも実施していただきたいというふうに思います。

例えば、名取市消防団協力事業所表示制度ということで、名取市とかやっています。奥州市でもやっています。一番それは、いわゆるサラリーマン化しているということで、昼間は団員がいないということで、この表彰制度に加入するのも、例えば1事業所について消防団員が2人から3人社員としているところには積極的にこの制度に協力してくださいということでやっている。

長野県ではこれについて、いわゆるただ協力してくださいといっても、メリットと言うとちょっと語弊があるんですが、そういうことでいわゆる免税の対象にもしているんです。限度額が10万円ということなんです。こういったふうにして地域の災害をともに企業と行政と住民でこれを少なくしていきましょうということをやっていると。この事業所のところにはこうい

ったマークを張ることになっているんです。そういうことを例えば防災訓練なり、消防団演習のときに表彰するかどうかは別にしても、こういうことで協力していただいていますというふうに紹介するなり、そのことによって住民も、ああ、あの会社は地元で協力してくれているんだということで、企業イメージのアップにもつながるだろうというふうにも思います。

宮城県でも消防団活動につきましてはということで、特に角田の大規模森林火災、それから岩手・宮城内陸地震で消防団の活躍が目覚ましいものがあったということで、県といたしましても消防団活動に積極的に取り組まれている事業所様の社会貢献活動云々ということで、協力要請書を出して、こういうふうに協力要請している写真もあります。ぜひ、これを活用していただいて企業は企業ということではなくて、柴田町にある企業ということで協力をさせていただくということを考えていただきたいなというふうに思います。

それから、防災に関しては最後なんです、地域防災計画を見たんですが、議会がどうするかという話ではもちろんないんですが、議会がないんですが、いわゆる関係機関と防災・災害のときに議会との関係というのはどういうふうになるのか。地域防災計画上の議会の扱いというのはどういうふうになっているのかなということを最後にお聞きします。これについての最後です。議会としてはということで、それは議会で、じゃあ、災害が起きたときにはこういうふうにしましょうということを決めるということも一つなんです、防災計画の中には議会というのが出てこないということで、この辺の関係ポジションというか、そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 防災計画の策定の趣旨にも書いてありますが、これは国の災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、柴田町の地域防災に係る防災対策に必要な計画を定めるということでございます。確かにいざ災害が起きたときには行政機関だけでは対応できないというのは当然、そのとおりでございます。また、議会との連携も必要になってまいります。当然そのような災害が起きたときには情報を的確に議会に報告しまして、それらの復興対策、それらを行うということでの連絡調整、連携は十分図りたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） わかりました。

計画の中にはなかったものですから、議会はこういったときはということで、これは我々議員の中でも話し合っていく必要があるのかなと思いますが、計画に議会という言葉がなかったものですからお聞きしました。

最後に、緊急メールを導入するというふうなさっきの町長の答弁だったんですが、去年総務常任委員会で福井県の勝山市を訪れました。緊急メールサービスをやっていると。これは常任委員会報告にも載せてあります。

どういった形のメールサービスを導入しようかというか、考えが決まっていればというか、こうあればというふうな考えがあるのであればお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） これらの緊急メールにつきましては、他の自治体の事例を見ますと、一番多いのが不審者情報ということで、今学校関係であるとか、保育所・児童館であるとか、そういうことで保護者の方々に不審者情報を流しております。また、災害情報ということで、当然総務課が担当いたしますけれども、そういう防災に関する情報、町からのイベント情報。大きくは防犯メールであるとか、防災、町からのイベント情報が、ほかのホームページも見たんですけども、大体大きくこの三つが携帯メールで発信している内容でございますので、今後取り組む場合につきましても、関係各課のご意見を伺いながら、これらの緊急メールについての内容を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） とりあえず近隣ということでは、仙台管区気象台のホームページの中に紹介されているのが、白石・登米、確か五つほどありました。何で管区気象台のホームページかなと思ったんですが、いわゆる気象もこれでメールサービスをやるということなんです。

福井県の勝山では、土地柄山の中ということで、熊の出没から、当然不審者情報、それから去年の暮れのように、インフルエンザが起きたときにはそういった情報、それから選挙速報というものにも使用していると。

まだ具体的に形は決まっていないということですよね。これからということなんですよね。そういう意味では参考までにというか、各ホームページを見ると、ホームページにQRコードをつくって、そこを携帯のカメラで読み込んで、それが登録というふうなことでできるということなんで、勝山では1分間で約1万人の方に瞬時にできるというふうなことでした。ただ、登録が少ないのでまだそこまでいきませんがということだったんです。経費的には大体1カ月当たり5万8,275円という経費だと。これを高いと見るか、安いと見るかという話だったんですが。

そういったことで、今各小学校区でもやっていると思います。学校案内メールですか、私も東船小に登録していますので、あしたはお弁当の日ですとか、この前は不審者情報というのも

入ってきました。ぜひ、災害のときには当然電話はつながりにくくなるんですが、メールは大丈夫だということらしいので、導入をするということなので、経費的にもかからないし、即年内にも実行可能かなというふうにも思います。ただ、今エリアメールというものもあるということなので、参考までにといいことでお願いしますが、ぜひ、これはやっていただきたいというふうに思います。

最後に、この前の議員研修会のことを紹介しますが、村山先生の「形式的ではなく、理想だけでなく、現実的対応を」ということで、ひとつよろしくお願ひしますということで、私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時再開いたします。

午後1時49分 休 憩

午後1時58分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。大綱1問。

町内小・中学生の学力の把握の方策はについて質問いたします。

全員参加から抽出方式に変更して初めてとなる文部科学省の全国学力学習状況調査、全国学力テストが去る4月20日、小学6年生、中学3年生が対象となり行われました。県内の参加校の内訳は、公立小学校は抽出145校、希望利用189校で参加率75.4%。中学校は抽出119校、希望利用60校で参加率82.1%でありました。仙台・白石・角田の3市と柴田・大河原・蔵王の3町は抽出校以外の参加を見送ったと報じられておりました。学力テストにはもともと個々の学校が学力の課題を把握し、改善につなげるという目的がありますが、課題への対策を講じるためには、抽出では的確なデータが得られないという声もあります。

今回の学力テストの実施に当たり、町・教育委員会として、どのような考えで対応したのか、また希望参加を見送ったわけですが、今後学力の把握を独自のテストや民間のテストの活用によって学校ごとの課題を探ることとなるのか、その方策をお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 阿部次男君 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 安部俊三議員の質問、町内小中学生の学力の把握の方策はについてお答えします。

今回の学力テストの実施に当たり、町・教育委員会としてどのような考えで対応したのかとのご質問でございますが、今年度は文部科学省からの抽出校と、市町村からの希望校による実施となりましたので、町・教育委員会としましては、この件について教育懇談会を実施して、校長会と父母教師会に意見を求め、その結果を参考にして最終的に教育委員会議において希望参加はしないとの決定をいたしました。

教育懇談会には町内各小中学校の校長と保護者代表の立場で各PTAの会長と副会長の皆様にご出席をいただきました。その場でいただきました主な意見としましては、まず一つは「今回は希望する場合、費用が市町村負担ということになりますので、仮に町民から開示請求があれば、各学校、各学級単位の成績結果についても開示しなければならないのではないか」といった意見。また、「現在、町内全校で実施しているCRT、全国標準学力テスト、こちらの方が全学年5教科で実施しており、個人データも詳しいので、保護者としては自分の子供の実態がこちらの方がよくわかる」といった意見。それから「算数・国語の2教科だけで教師が指導力を評価されるのでは、ほかの教科に力を入れる教師がいなくなるのではないか」また、「これまでの3回の実施結果で、各学校の全体の傾向はおおよそ把握できたので、むしろそれに基づいて改善策に取り組むことの方が重要ではないか」といったご意見をいただきました。ほぼ全会一致で、今回は希望参加を見合わせていいのではないかとということに教育懇談会ではなりました。

このことを受けまして、教育委員会議ではまず1点。校長会・父母教師会のご意見は尊重したいということが1点。それから、国の方針、実施計画も不確定で過渡期にあると思われるので、今回は見合わせてもいいのではないかと。あるいは、各学校・学級の結果の開示は過度な競争や序列化の弊害を生むのではないかと。あるいは、3年間の結果を踏まえた改善策に取り組むことが重要ではないか等々の意見が出されまして、教育委員会として希望参加はしないということで最終的に決定をいたしました。

次に、今後学力の把握を独自のテストや民間のテストの活用によって、学校ごとの課題を探ることとなるのかとのご質問につきましては、今年度抽出対象とならなかった学校につきましては、町内全校の全学年5教科で実施しているCRT、全国標準学力テストによって、

各学年や児童生徒個別の学習課題を把握して改善に努め、また次年度の全国学力学習状況調査への参加につきましては、文部科学省からの実施計画の通知を待って対応を改めて検討していきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） まず最初に、本町における抽出校の状況はどうだったのでしょうか。その抽出校に当たっては町の考えが入っているのか、それとも県教委からの指示だけだったのか、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 「抽出によって参加した学校名については公表しないでください」というふうに文部科学省からは言われているのですが、学校数は問題ないと思いますので、小学校が2校と中学校が3校、これが対象になりました。といいますと、すぐ中学校はすべてわかるんですが、これが抽出校でございます。

それから、抽出校を選ぶ際に町の考えは入っているのかということなんですが、これは町の意見は一切入っておりません。文部科学省の方でこちらは抽出しているということでございます。県の方でも関与しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 次に、全国でも東北においても、学力テストの参加状況に地域差が出ております。せっかくの機会でありますので、抽出校以外の希望利用校が認められていたわけがありますが、客観性の高いデータを学校の授業や生活指導に活用できるという点から、全校が参加した方がよいのではと保護者の多くの方が思っている節もあります。抽出校だけの参加とした大きな理由は、先ほど教育懇談会の話がありましたけれども、もう一度どんなことが大きな理由だったのかお話をしていただきたいと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、一番大きい理由は、今回22年度の参加に当たっては、「希望校については各市町村で経費を負担しなさい」という話でございました。ただし、これは当初そういう話だったということですが、後半に最終的にどういう話になったのかは説明しますが、その時点で、いわゆる「教育懇談会」と名前を打って、PTAの代表の皆さんにも集まっていただいてご意見を伺ったということなんですが、一番やっぱり問題になったのは、開示請求があったときに、当然町費でもしやった場合に、町民の方か

らの開示請求があれば、要求に沿って当然ながら開示しなくちゃならないだろうと。場合によっては、学校ぐらいまでであれば何とか開示のやむなしかなというふうに思うんですが、「各学級ごとの成績も教えてほしい」と言われた場合に、これも断れない状況になってしまうのかなど。そうになってしまうと、さて、それぞれ一人一人の子供の成績の平均という形での正答率なものですから、例えば小規模校なんかの場合には、学校とか、学級の平均正答率を知らせるということは、子供個人のデータを、半ば個人情報を知らせるに近いような形でお知らせしなくちゃならない場合も想定できますので、これは問題だなというふうなことで、実は、それではということで、今回は希望を見送ってもいいんじゃないかと。

そのことよりもむしろ、これまで3カ年でもう既に傾向は十分にわかったし、子供の課題はよくわかったから、例えば佐久間議員さんからのきのうのご質問のように、「家庭での子供たちの学習状況がどうも習慣化されていない、まだまだ不十分だ」と、その辺あたりが3カ年の結果でわかっていますから、町としては、各学校総ぐるみでそのところに力を入れてみようということで、実はポスターであるとか、リーフレットの作成に取り組んだとか、そちらの方に重点的に今回はやってみようということで、今年度は見送ってもいいのではないかとというふうになりました。

さて、実は、「後でもう少し申し上げます」という意味のことを最初に言ったのですが、それは、結果的には、「希望参加の場合に市町村が経費を負担しなさい」という話だったのですが、そうってきますと、今のような開示の問題が出てきますので、最終的には県の方が、「それではわかりました」と、「県の方で経費をもちますから」というふうになったんです。それが何と直前、多分1週間ぐらい前だったと思うんですが、県の方で経費をもちますからと。県の方で経費をもってもらえば開示の請求は問題ありませんので、それでもいいのかなというふうに思うんですが。

したがって、直前だったものですから、教育懇談会でPTAの代表の皆さんのご意見まで聞いてそのように決定したものを、直前になってまたお集まりいただいてというようなこともちょっと時間的に難しかったものですから、教育委員会の判断でご意見を尊重しながら、今回は見合わせましょうと。来年度についてまた参加ということになれば、それは改めてできますので、そういう方向でいこうというふうに判断させていただきました。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 質問がちょっと前の方に戻るかもわかりませんが、内容的に。

大河原教育事務所管内において、本町と同じように抽出校だけの参加が多かった結果となっておりますが、事前において何らかの統一的な協議が教育事務所管内で、例えば教育長会議とか、あるいは指導があったのかどうか。それとも、町独自の判断に委ねられたというふうに理解してよろしいでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 当然ながらこれは各市町村の判断と。これが原則でありますので。ただ、管内では教育長部会等いろいろと情報交換しておりますので、そういった中ではいろいろな意見が出ておりました。それで、最終的には希望参加したところと、しなかったところが出たということなんです。ただ実際に希望参加をしなかったところの理由を聞いてみますと、例えばそれぞれに独自の学力テストをやっているとか、そういったいろいろな対策を立てて、もう既に3年間の結果を踏まえていろいろな対策を講じている、そういう市町が今回は見送っているというふうなところで受けとめております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 先ほど来、教育懇談会については大体概要といたしますか、空気はわかったのですけれども、先ほどお話が出ましたけれども、教育懇談会の内容を受けまして、町・教育委員会で学力テストの参加のあり方について協議が当然なされたと思っておりますけれども、どんな意見が教育委員の先生方から出たのか、差しさわりがなければ概要だけでもよろしいので、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、一つは、父母教師会等の意見は尊重したいということが一つと、それから現在、この学力テスト自体がどうも過渡期にあるんじゃないかと、当然ながら今回希望方式が突然出されたりということもありますので、そういったことも含めて、今回は見合わせてもいいのではないかと、それから一番最初に出ましたいわゆる開示の問題、そういったことにちょっと対応できなくなってしまうのではないかと、そういうようなこともありました。それから、むしろ3年間の結果を踏まえた改善策に取り組む方が大事ではないか、そちらの方をぜひ進めてほしいというふうなご意見がありました。そんなところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 抽出対象校の採点や集計作業は、先ほど来から国費で負担で民間委託し、結果は7月ごろに返却予定となっておりますというようなことをホームページなどでちょっと

見ました。都道府県別の成績は引き続き集計、公表するとなっております。

ちょっとくどいようですけれども、希望利用校には問題用紙が無償で提供されるが、採点や集計は自治体や学校の負担となるということだったと、先ほど来からの話ですが、予算的な面で希望利用しなかったということは、そういう大きな理由にはなかったのでしょうか。もし、柴田町が希望を利用した場合、どのくらいの予算が必要だったのか、積算したことがあれば教えていただきたい。

それとは別に、学校における独自採点を想定した考え方もあったわけですが、そのこと自体が混乱を引き起こす要因になりかねないという判断で、希望利用を回避したということではなかったのでしょうか。確かに教育懇談会のことを尊重してというようなことでございましたけれども、もう一度その辺をお願いしたいと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 確かに予算的なことも当初ちょっと懸念はありましたけれども、ただそのことよりも一つは開示のこと。先ほど来お話ししているその心配と、それからもう一つは、学力テストの場合には一人一人の児童生徒に個票もついてくるんですが、実はこれも市町村で作成しなさいということだったのです。そうなりますと、個票まで各小中学校で作成できるのかといったこともありました。一番大きいのは開示への対応なんですけれども、そんなことがあって、予算の計上よりは、むしろ混乱することへの心配、そちらの方が主な理由だったということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 結果は7月に返却予定となっておりますが、都道府県別の成績は前回同様、集計公表することになっております。そのことは前にも申し上げたとおりだったと思いますが、県教委は結果を分析し、市町村に学校別の成績などを提供することになりますが、本町の学校別はともかくとして、抽出校全体としての成績を公表する考えはあるかどうか伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） こちらから質問というわけにはいかないと思いますが、今の抽出校全体の公表というのは、町の抽出校ということであれば、これまでと同様に数値による公表は控えたいなというふうに思っています。

ただし、昨日の佐久間議員さんからのご質問に答弁しましたように、全国と比べて上回っている、下回っている程度の、町民の皆さん含めておおよそその子供たちの学力の様子がわかるよ

うな状況では報告させていただけるかなというふうには思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 次に、学力テストの活用については、昨日の佐久間議員の質問に対する答弁とダブることが多くなると思いますので、いたしません、できるだけ本町教育の向上に有効に活用していただきたいというふうな思いでいっぱいでございます。

そこで、教育長としてこの学力テストが終わった後で、本町の教育にどういうふうにかかしていきけるのか、基本的な姿勢でよろしいですので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 各小中学校で結果に応じて具体的に学校側が教師側の指導としてどのように改善を図っていくかということは、各学校の実態に応じて各学校がそれぞれ考えておりますので、町としましては、きのうもご答弁申し上げましたように、3カ年の結果を踏まえて、子供たちの家庭学習に非常に課題があるという把握をしておりますので、当面そのところに力を入れていきたいというふうに思っております。

実は、きのうピサショックの話もちよっとしましたけれども、ピサ調査の結果によりますと、子供たちの宿題や自分の勉強をする時間というのが、いわゆる学校外の勉強時間なんです、実は日本がOECD参加27カ国中、27位と最下位なんです。これは多分2003年の話だったかと思います。学力全国一の秋田県にしましても、県教委としては「特別なことはしていません」というふうに言っているんですが、ただ一つだけ思い当たるのは、「秋田県の子供たちは家庭学習をしっかりとやっていますよ」ということは県教委は言っているんです。そういったこともありまして、それに合わせて、きのう実際に学力学習状況調査ですから、子供たちの意識調査なんかもやっているんです。その結果についてもご答弁したんですが、家庭での子供たちの生活、テレビ視聴とか、あるいは家庭学習の時間とか、あのような実態でございますので、ぜひこれは町ぐるみで家庭学習の充実というのを、あるいは子供たちの学習習慣の形成といったところに力を入れなくちゃならないかなというふうに思って、今取り組んでいるということでございます。

これは、ある町内の小学校での実態調査の結果なんです、学校が当然勧めている家庭学習時間の目安というのがあるんです。小学校ですと、どの学校でも学年掛ける10分とか、低中高で2・4・6の20分・40分・60分、この辺あたりが目安なんです、子供をそれに準じて指導しておるわけですが、実態調査をしましたら、何とこの学校では、全校平均の5割、それから

高学年は約8割がこの学校が示す家庭学習時間に達していなかったと。つまりうちでの勉強を余りやっていないということなんです。なかなか家庭で勉強してくれないということもありました。

今回、当然学力テストの状況調査の結果でもそういったことがあらわれておりますので、今現在いろいろな形で各学校では家庭の方に手を伸ばして指導していると。ちょっと長くなって申しわけないですが、いい機会ですので、各学校の頑張りを紹介させてほしいんですが、例えば保護者面談のときに全国学力テストの個人結果を保護者に渡して、個票がつくという話をさっきしましたが、個票を本人にじゃなくて、保護者に渡して子供の課題を具体的に理解をさせていただいて、身につけていないところを家庭学習で重点的にしてもらおうとか、そういった協力依頼をしている学校もありますし、それから家庭学習カードとか、記録カード、そういったものをつくって学校の方で、保護者の方にサインをしてもらおうとか、それから担任が指導のコメントを記入するとか、それからこういう学校もありました。家庭学習の仕方を工夫した子供や頑張っている子供、これを学級だよりで紹介するとか、あるいは「ノーテレビ・ノーゲームデー」もそうなんですが、そういった非常にきめ細かな家庭に踏み込んだ指導といたしますか、そんなところまで現在、各学校で力を注いでいると、そういう状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 次に、今後今回と同様な抽出方法で学力テストが実施されるとした場合、同じ対応をとることとなるのか、お伺いしておきたいと。現在の展望でも結構ですので。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 同じような方向で、保護者の皆さんのご意見も伺い、そして校長等の意見も聞きながら、最終的には教育委員会で判断をしたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。安部俊三君。

○5番（安部俊三君） 学力テストのことは一応、終わらせていただきますけれども、先ほど別のテストで学力の把握に努めているというようなことがあったわけですがけれども、文部科学省の学力テスト以外のテストで学力の把握を図っている状況もあるわけですがけれども、それは教育委員会としての指示に従っているものなのか、それとも学校独自の考えに基づいてのものなのか、その辺をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） これは各学校が大分以前から実施しておったCRT、標準学力テスト

でございます、実はこれは町費ではなくて、保護者の方の負担でやっております。したがって、開示等の心配はないというところもあります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問は。

○5番（安部俊三君） 終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、8番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） 8番有賀光子です。大綱2問、質問いたします。

1 問目、安心できる介護制度へ。

介護保険制度も平成12年度にスタートして10年。介護サービス基盤の充実とともに制度が広く町民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができます。安心して老後を暮らせる社会を目指して、介護保険の保険者である町長にお伺いいたします。

1. 介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している現状です。施設待機者は、例えば特養の場合42万人を超えています。2009年厚生労働省調査、このうち優先入所が必要な要介護4、5の待機者は6万人以上になります。

1) 柴田町の施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者は。

2) 今後の介護3施設、特定施設やグループホームの整備目標について伺います。

2. 病院や施設に入所するのではなく、住み慣れた我が家で介護を受けたいと希望している高齢者も数多くいます。厚生労働省の国民生活基礎調査、2007年によると、要介護者と同居している家族のうち、介護者側の年齢が既に60歳を超えた割合は58.6%です。また、65歳以上の高齢者が高齢者を介護する老老介護世帯も介護を行っている全世帯の半数を超えたとされています。

1) 柴田町における老老介護実態をどのように把握しているか。

2) 24時間、365日サポートするための在宅介護支援の強化のためにも、地域包括支援センターの役割は強化が要請されます。その対応について伺います。

3) また、その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の取り組みをどう考えているか。

3. 介護する家族の身体的、精神的、経済的負担は大変大きく、介護疲れや介護うつという現象もあり、介護に携わる家族の負担も限界があります。介護の休暇、休息をとれる仕組み、レスパイトケアの充実はこれからの重要な課題だと思います。柴田町におけるレスパイトケア事業

の拡充についての考えを伺います。

大綱2問目、音声コードの予算措置活用を。

視覚障害者はプライバシー情報を伴う納税通知書なども他人に読み上げてもらわないと確認できません。障害者の人権に配慮した対応策の必要性を痛感しています。そこで知ったのが音声コードです。切手大の特殊コードに漢字を含め、約800字分の文字情報が収められていて、装置にかざすと音声で読み上げてくれる便利なものです。しかも、視覚障害者用の音声コード読み上げ機器の整備に各都道府県、市町村で100万円まで、その機器の導入や有効な活用方法を学ぶ自治体職員の研修に30万円まで全額国費の補助金が2011年度まで活用できます。

以前に音声コードの普及、活用の質問をし、本庁と槻木事務所に設置していただきました。来年初頭には携帯電話に音声コード読み上げ機能のついた機種も登場するといえます。そうなれば、障害者に限らず、小さい文字が読みにくくなった高齢者にも喜ばれることは間違いないと思います。点字になじめない視覚障害者は多いと思います。情報バリアフリーのため、この予算措置を積極的に活用してみてもはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず1点目、安心できる介護制度でございます。

介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している現状での柴田町の施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者についてお答えいたします。

5月下旬現在の数値となります。特別養護老人ホーム、常盤園、待機者335人のうち、要介護4が60人、要介護5が57人。介護老人保健施設、リハビリパークさくら、待機者116人のうち要介護4が29人、要介護5が21人。認知症高齢者グループホーム4施設合計の待機者44人のうち、要介護4が4人、要介護5がゼロとなっております。

次に、今後の介護施設等の整備計画については、宮城県があらわす第4期宮城高齢者元気プランの圏域計画として、平成23年度までの整備数値が定められておりますので、その圏域計画における柴田町分の計画値でお答えいたします。広域圏の介護老人福祉施設として80床の特別養護老人ホームを町内、海老穴地区に開設いたします。既に土地造成が始まり、7月からは建物建設に着手し、23年4月に開所します。介護老人保健施設は3床を整備可能量として確保しておりますが、着工は未定でございます。介護療養型医療施設の計画はございま

せん。認知症高齢者グループホームは1ユニット、9床の新設を22年5月31日、先月完了しております。その他に国の緊急経済対策として、次期介護保険計画を前倒しして本年度中に特別養護老人ホームに11床を増床します。

2問目、柴田町における老老介護の実態です。本年3月末現在の65歳以上の高齢者世帯は1,058世帯であり、そのうち介護認定者のいる世帯は130でございます。老老世帯の割合は12.3%で、8世帯に1世帯が本町では老老世帯となっております。また、地域別に見ると、船岡地区10.6%、槻木地区15.8%と、槻木地区に老老世帯が多い結果となります。また、介護認定者の年齢構造については、65歳から74歳までの高齢者については、33人に1人が要介護認定を受けております。しかし、75歳以上になりますと、3人に1人が要介護認定者となっております、年齢が高くなるほど介護認定者となります。

次に、24時間、365日サポートするための在宅介護支援強化のための包括支援センターと小規模多機能型居宅介護事業について、合わせてお答えします。

今年3月、厚生労働省は今までの施設介護中心から居宅介護への方向性を明確にいたしました。それは在宅で24時間、365日、日常生活の身の回りの中で安全・安心・健康の確保をするために、介護や医療サービスが提供されるという体制とともに、生活支援サービスが適切に提供できる地域包括ケアシステムの構築を提唱しており、平成24年度からの第5次介護保険事業計画に導入となります。ソフト面では、地域包括ケアシステムの担い手である地域包括支援センターに従来の3専門職員のほかに地域コーディネーターの役割を持つ職員を配置して機能強化を図ることとしております。また、ハード面としては、小規模多機能型居宅介護事業所の機能充実を求めています。

議員ご指摘の方向と国の方向が一致しております。しかし、頭の痛いことは、介護認定者の増加や重度化の進行に対し、施設介護サービスの基盤整備を拡充することは介護給付費が大幅に増加することを意味します。現在、介護給付費は公費負担が50%、保険料負担が50%と決められており、この費用負担ルールと特別対策による軽減が平成24年度以降も継続されるという前提で試算をしても、現在の介護保険料、月額3,400円が月額4,100円に大幅に引き上がると推測しており、この大幅なアップ、負担増が年金暮らしの高齢者に受け入れられるのか大変な状況を迎えると危惧をしております。

私としては議員の要望を受けて、安心できる社会をつくりたいという気持ちがございますが、一方で保険料が上がりますので、やはり国は公費負担割合を引き上げて、介護保険料負担額の上昇を抑制すべきで、そうした対策がとられないと、逆に高齢者の不満が大きくなる

のではないかと懸念するものでございます。

3 問目、レスパイトケア事業の関係でございまして。20年度と21年度における居宅サービスの伸び率が24%、給付額で1億4,000万円が1年間で増加いたしました。この原因はひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯の増加による家族構成の変化や家庭内での相互扶助機能の低下により、通所介護、訪問介護、ショートステイ、福祉用具の貸与等の利用回数の増加が挙げられます。まさに、レスパイトケア事業に該当する介護サービスが増加しております。この傾向は、高齢者の進展と家族の介護軽減の両面から増加しておりますので、本町としてもレスパイトケア事業の充実を進めていかなければなりません。特に、ショートステイについては、現在週末の利用が多く、3カ月前からベッドの確保が困難な状況でございまして。そこで、ベッド数の増床については、次期介護保険計画で検討していきたいと考えております。また、デイサービスやホームヘルプ事業においても本年、実態調査やアンケート調査を実施して現況把握に努めてまいります。

大綱2問目、音声コードでございまして。

この視覚障害者等情報基盤緊急基盤整備事業による活字文書読み上げ装置については、平成20年第1回定例会一般質問で有賀議員からのご質問を受け、平成20年9月から福祉課及び槻木事務所の窓口を設置し、視覚障害者の方々に読み取り装置の体験と普及用として対応しております。しかし、遺憾ではあります。現在のところ、体験者や照会についての実績はありませんでした。また、視覚障害者個人に対しては、地域生活支援事業の日常生活用具給付、視覚障害者用活字読み上げ装置での購入を説明して、給付支援をしておりますが、この制度を利用して購入した方はわずか1人でございました。県内の自治体で未設置自治体は6自治体でございまして、しかし音声コードつき文書化を実施している自治体は宮城県と石巻市の2自治体だけで、それも特定範囲の利用にとどまっております。この制度の仕組みにやはりどこか完璧でないところがあるのではないのかなというふうに思っております。今後、当事者や自治体職員における補助目的である地域における障害者に対する情報バリアフリーの促進や視覚障害者や聴覚障害者等への情報支援の充実までの理解がなされていないため、利用が少ないのではないかと推測しております。当面は、職員の理解を深めるための研修等を実施しながら、視覚障害者に対する情報バリアフリーを促進するための方策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 有賀さん、再質問ございますか。どうぞ。

○8番（有賀光子君） 1問目の待機者ということで、常盤園の方がかなり335人が待機してい

るということで、今度槻木に海老穴地区にもできると言いましたけれども、それで待機者は解消に向けてなるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答え申し上げます。

現実的には不可能だと思われま。ということは、この施設自体、広域施設ということの位置づけがあるものですから、まず柴田町町民のための施設ではないということがありますので、その辺で全員がというようなことにはならないと推測しています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） では、今後はどのように検討していくのでしょうか。待機ゼロに向けてということをやっていると思うんですけども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答え申し上げます。

先ほど、町長の答弁の中で、施設介護から在宅・居宅介護へ国が方向を変換しているということは、今現在施設入所に対して、1人当たり1月、約30万円の費用がかかります。そして、在宅・居宅での費用については10万円で済みます。つまり、3分の1の費用だけで介護サービスが適用できるということになるものですから、施設をふやすより在宅介護の充実というようなところで、待機者についてはそちらの方にシフトしていくという国の考え方が今、まさに方向的に示されているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 2009年11月から12月にかけて、全国都道府県で介護総点検を一斉に実施をいたしました。その実施にまず町からのアンケートをしたり、要介護認定者、介護の家庭、介護事業者、介護従事者、全国市町村の5分野で実施調査を行い、10万件を超える声をもとにしたもので、その中に介護事業者に介護保険制度で見直しが必要な点をお聞きしたところ、60.5%が事務量の軽減と答えております。また、要介護認定についてのあり方では、意見が多かったのが、認定審査に時間がかかるが7割弱を占めておりました。柴田町でもこの保険手続などの事務処理の実態では、時間がかかり過ぎるという要介護認定者の問題点はありますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 事務手続的には何らスムーズにいつているわけなんですけど、実は介護認定申請に当たりまして、町だけの事務認定だけではなくて、医師からの主治医の意見書

というものが必ず審査会に添付資料となります。その主治医意見書、お医者さんに書いていただく証明がなかなかそろわないというようなところで、実際的に我々の方としては、1週間、2週間過ぎたところは必ず電話はしているんですが、それでもやはり病院の方からは届かないと。そのために審査会への実際的な提出期限がおくれるというのが現状です。

ただ、利用者といいますか、更新者、新規の皆さんにはその旨、約1カ月の猶予というのを事前に説明をして、お受けはしております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） では、柴田町では、そういった不満というか、そういう声はないということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 現実的にはあります。ということは、我々の方で主治医意見書証明をお願いしても1カ月、1カ月半、そういうような医療機関が町内、町外ありますので、その辺でやはり不平、苦情という形では家族の方からは来ているのが実態です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） その時間の短縮のためには、まず病院と話し合いをして、それは少しでも短縮はできるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 介護審査委員会には医師が含まれております。それで、お医者さん自体もその辺の認識はされているかとは思いますが。我々の方としてもやはり同じような医療機関だけなものですから、その辺は協力的に電話はかけて催促はしているという状況であります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 法の方の精神からいいますと、申請・申し込み時点からサービスを受けられることにはなっているということなので、現状では早目にサービスを受けられるように、もう一度話し合いを医者の方とよろしく願いいたします。

次に、東京都の稲城市の方で、3年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料サービス利用料の負担を軽減するシステムの導入や、介護ボランティアに参加した高齢者にはさらに軽減するシステムとして、介護ボランティアに参加した方々にポイントを与えて、それを介護保険料の軽減に結びつけるという施策を行っております。

さらに、一般のボランティアにもポイント制度を広げて評価していこうという取り組みを始

めております。この介護保険を利用しない元気なお年寄りに「お元気ポイント」、介護ボランティアに参加した高齢者への「ボランティアポイント制度」などの運用についてお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実は、昨年度介護保険班の中で職員研修を稲城市で行いました。そこで介護ボランティア制度の研修をしてきております。実際的には柴田町にも導入できるのではないかといいようところで検討はされているんですが、特に柴田町においては介護ボランティアだけじゃないんですが、ボランティアの人たちが地域の中はかなり活躍されていると。その辺の線引きをどうしたら、介護ボランティアだけがポイントがたまって、逆に普通のボランティアはたまらないとか、そういうような整合性もとらなくちゃならないものですから、その辺の検討を今していると。ただ、試料的には実際現地に行って、確認をして説明を受けてきております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） ただいまの介護支援ボランティアなんですけれども、今の東京の稲城市では2年前からスタートして、年2回のボランティアで、その介護ボランティアに行っている方も楽しみの一つになっているということです。そして、利用者にはお茶を出しながら笑顔で話ったり、また朝10時から正午までの2時間、お茶出しや食器の片づけ、利用者の話し相手など、介護職員の補助的活動に励んでおります。そして、職員からは、以前はお茶出しも職員がやっていたが、今はボランティアがやってくれるので、その分職員は利用者の介護に時間を使えるから大いに助かっていると喜ばれているそうです。

介護支援ボランティアとこの介護施設でボランティア活動を行うことで付与されるポイント数に応じて、介護保険料軽減のための交付金が支給される制度で、市ではこれに65歳以上の高齢者が対象であり、参加登録すると社会福祉協議会から介護支援ボランティア手帳が交付され、活動1回ごとにスタンプを手帳に押しもらい、ポイントは召集し、集めたポイントは年1回の活用申し出により、最大5,000円交付金に交換できる仕組みになっているそうです。

この制度の導入を最初に決めたきっかけとしたのが、高齢者人口の増加に伴って介護保険料が高騰したのをきっかけに、高齢者の社会参加を促し、介護予防推進することで、介護給付費などの抑制を目指したと。現在はこの高齢者人口の約2.7%を占める381人が登録しており、ことしの3月31日までに208人に達して、計70万9,000ポイントが付与され、このうち84人が最高の5,000ポイントを受けていると。この担当課は「割と多くの方が今回活動しており、予想以

上に浸透している」と語っておりました。また、参加者に実施した主観的な健康の調査によりますと、介護支援ボランティア参加者や心の健康や社会生活機能などの項目で日本国民標準を上回っていたと。担当課は、「こうした活動が参加者にやりがいや張り合いをもたらしている」と述べ、介護予防への効果を強調したというふうに新聞に載っておりました。

柴田町でも今言ったように、たくさんボランティアの方がいるということで、すごくそういう意味でも画期的になると思いますので、ぜひ視察をして取り入れてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 先ほどご説明申し上げましたように、昨年介護保険班の方で2名の職員が稲城市に直接行って、担当者とお話をしています。それで、実際に先ほどお話ししましたように、もう柴田町の介護施設においては、自主的に地域のボランティアが入っているという状態の中で、一体どのような形で募集をかけてふやしても、施設的に受け入れが可能なかどうか、そういうようなところもちょっと地域的に違いがありましたというようなところもあるものですから、今現在、とにかくポイント制というような導入も含めまして、班の中では検討させていただいているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） ぜひ前に進んでやっていただきたいと思います。

次に、これからの小規模多機能施設の設置促進ということで、調査結果の中からも今後充実していきたいサービスといたしましては、小規模多機能型居宅介護、認知対応型グループホームともにこれが4割を超え、介護福祉施設特別養護老人ホームを4割近くに迫った。そのほか、短期入所生活介護、訪問介護にも力を入れていきたいと答えた自治体が主にあったということでした。

それで、小規模多機能型の設置に進んでこれからということで、この課題と改善策、及び今後の設置に向け、取り組みについては今現在は考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） お答えいたします。

実は、柴田町においては、多機能型のケアホーム船岡・槻木というような二つが県内の中で最初に設置されているという地域ということで実践はされています。

ただ、現実的には、今現在介護職の人員が不足しているために、すべての介護サービスについて100%の機能が発揮できていないというのが現実的にあるというのは聞いております。例

えば、デイサービスにおける待機者についてはだれもいないと。いつでも予約を受ければ入れる状態にはなっています。ただ、それに対応するだけの介護職が今現在いないものですから、年間的な利用率からいうと、8割程度のデイサービスの稼働率しかないというようなどころも現実的にあります。

そういうようなどころの中において、特にショートステイについては先ほど答弁申し上げましたように、3カ月間、週末だけはふさがっていると。平日はあいていると。こういうようなどころの調整が今後必要なのか、それともやはり家族利用者の意識をその辺変えていただくのか、そういうようなどころを今後検討していきたいというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 次に、認知症予防として介護予防策の拡充、現在実施されている予防策としてはあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 認知予防については、やはりサポーター養成が現実的に各地域における出前講座、地域包括支援センターでの事業、こういうようなもので取り入れております。昨年までの介護認定サポーター、約600人ほど町内では養成をしているというようなどころで、やはりこれから迎えるであろう認知症の対応には、そういうようなことで地域全体で支援は必要だろうという人材育成を今、地域包括と合わせて実施しているというような状況です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） この認知症もかなりふえてきていると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。また、今後のことで、街角アンケートの結果で、「あなたや家族に介護が必要になったとしたら、どこで介護を受けたいか」等の質問に対して、入所の介護施設が45.8%。自宅が42.3%と答えた人が同じくらいの高い割合でいたということで、今後居宅の方もやっていくというふうになりましたけれども、今後両方のサービスを充実させるという必要があるということで、もし自宅のみになるようになると、在宅で介護している方の悩みで多いのが、社会や地域から孤立した介護についての相談やサービスの利用がうまくできないというもの。また、家族への負担が重なると、ややもすると高齢者虐待などの原因にもなってしまう。だから、この介護家族を地域で支えていくという発想が重要になってくるというふうに言われております。そういう意味でも、今後これからこれについてどのように町としてはやっていくのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 23年4月から槻木の海老穴地区に地域包括支援センターを一つ設置します。町内2カ所というようなところで、相談窓口、支援窓口、職員の拡充、そういうようなところの体制をとっていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） ということは、家の方に訪問もするということですね。よろしく願いいたします。

柴田町でもかなり高齢者がふえてきているということで、よくこちらをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

やっぱり家族のリフレッシュも必要だと思いますので、そういう家族へのリフレッシュしてもらい事業も大事だと思いますので、そういうのも町としてはどういうふう考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 戻ったんですね、レスパイトですね。

答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 先ほどもお話ししましたように、レスパイトケアについては、訪問、デイ、そしてショートステイ、この三つが多機能的に備わっている介護サービスというような認識はされています。実際柴田町については、ほかの市町村に比べて、デイの通所介護事業所の数も多い、そしてホームヘルプの介護事業所も多い、その中で不足しているのはショートステイというようなところで、やはりショートステイについては先ほども言いましたように、週末だけが3カ月待ちだというようなところなんです。ですから、そういうようなところが平日まで満床になるといいますか、平日に移行できるような、そういうような仕組みがとれないものかというようなところで検討を含めていきたいなと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 介護を世話する方のリフレッシュということで、訪問して相手側の話をよく聞いてあげるとか、そういうのもやっていただけるとのことですね、一人一人の。よろしく願いいたします。

また、実際に高齢者ひとり暮らしの世帯もふえてきているということで、ひとり暮らしの支援として、ひとり暮らし緊急システムというのがありましたけれども、今現在どのぐらい使われているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 3月末現在で37台稼動しています。それで、今月になりまして3台

新たに新設をさせていただきました。それで、合計で40台稼動ということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 待機は、今はいらっしゃらないということですね。町ではこれから多目に置くということでもよろしいでしょうか。40台で大丈夫なんではないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 状況に応じては、やはり補正対応になるかと思われま。ただ、今のところ待機はおりませんので、その辺は当初予算に計上した機数の中で計画的な配備がされればよいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） ひとり暮らしの世帯の中で、年代別だと、一番多い年代はどの年代でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 正確な数値はとっていません。先ほどの年齢構成からというようなことでお話をしますと、やはり75歳以上の年齢になると、高齢ひとり暮らしが多くなるのかなというふうに感じております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） そうすると、せっかくそういうシステムがあっても、知らないという高齢者もいると思うんです。ぜひ町でもこういうシステムがあるということをPRしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

現在、柴田町の町営住宅の山崎アパート、こちらが今現在、高齢者が一番多いと思うんです。ひとり世帯で上の方に住んでいて、4階まで階段で上って下りるときもかなり大変だというお話もお聞きしました。それで、高齢者がいるということで、階段にバリアフリーの手すりをつけていただけるといいという要望もお聞きしましたので、その点お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

バリアフリーの階段の手すり。

○都市建設課長（大久保政一君） 手すり等、現場を見ながら検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） かなりたくさんの方に要望されますので、ぜひ検討していただきたいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、音声コードの方ですけれども、先ほど稼動しないということなんですけれども、今回からは知られていないということで、研修を受けるにも補助が出るということで、この研修には行かせるというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実は、20年9月に町で設置したとき、ソフトまで1台について購入しております。ですから、やはり職員自身が使い方とか、利用活用についてまだ習得していない部分もあるものですから、その辺で内部的な研修をさせたいというふうを考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） そうすると、町では2台が置いてあるということで、それをふやすという可能性もあるということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 将来的にはそういうような時代になればというようなところで、現状では、実は視覚障害者の方が認定を受けて利用できる方が町内で87名いるわけです。我々の方として87名の方にこういう機器の活用等を説明するわけなんです、なかなか理解されていないということで、普及も現実的にはされていないということがあるものですから、まずその辺を少し啓発していきたいなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 現状的に知られていないということは、やっぱりわかっていないということで、視覚障害者の多い年代は何歳ぐらいが多いのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 申しわけありません。ちょっと資料がありません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 全体を見ますと、多分70歳以上の方が多いと思うんです。それで、点字をやる方は1割程度にとどまっているということで、そういう意味でも、このコードをこちらの方から多分お便りとか、そういうのをを出していくというのがまだ町としてはしていないと思うので、そういうのをやっていけばまた現状は違ってくると思うんですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 実際的に、視覚障害者の皆さんにこちらからの通知というのは世帯

主に、本人には到底解読できないものですから、本人あてではなく同居の家族の方に送付させていただいています。当然、そうすると、同居の家族の方が開封して、ご本人に説明をするというようなところで、そこでよく家族間のコミュニケーションもとれていいのかなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 視覚障害者全員が同居と。ひとり暮らしの方はいらっしゃらないということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 申しわけありません。そこまではちょっと把握はしておりませんが、ほとんどの方は家族と同居というふうに認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 年金定期便の封筒、この封筒にも音声コードが添付されているんですが、それは御存じでしたでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） 知っておりました。

それで、実際的に機械の操作もしてみました。そうするとやはり機械に設置する面積が小さいものですから、視覚障害者の方がご自身で設置するということはちょっと難しい作業だなというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） 今度新しく来春にも携帯の読み取りも可能になるということで載っていましたが、そうすると、92%の方が携帯電話を利用しているというふうに答えておるといことで、またちょっと今までとは使い方が違ってくると思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間忠一君） コードについては、QRコードというんですか、バーコードじゃなくて四角いコードを携帯であてると読み取りできるというようなのがありますが、我々健常者自身もなかなか設置に的を絞れない状態なんです。それが本当に障害をお持ちの方たちに的確にスムーズに読み取りとしての機能的な効果があるのかなということもちょうと心配な点もあります。ですから、もう少し技術革新を待った方がいいのかなということもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。有賀光子さん。

○8番（有賀光子君） まず、研修の方をしっかりとやっていただいて、それから考えてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて8番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

日程第3 選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、選挙第1号 柴田町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

柴田町選挙管理委員及び同補充員は、本年6月26日をもって4年の任期満了となります。

この件に関し地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については議会運営基準により指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、指名推薦と決しました。

お諮りいたします。指名については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名推薦と決しました。

指名に当たり名簿を配布いたします。

暫時休憩いたします。

配布漏れはありませんか。

それでは再開いたします。

それでは指名を行います。

選挙管理委員に大浦玲子さん、近江宣男さん、庄子和彦さん、岡崎静夫さん。

同補充員に加茂和一さん、豊川光雄さん、小室恵美子さん、手代木文夫さん。

お諮りいたします。ただいま指名の方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、選挙管理委員には、大浦玲子さん、近江

宣男さん、庄子和彦さん、岡崎静夫さん。以上の方々が当選されました。

同補充員には、加茂和一さん、豊川光雄さん、小室恵美子さん、手代木文夫さん。以上の方々が当選されました。

任期は、いずれも平成22年6月27日から平成26年6月26日までの4年間であります。

なお、補充員は順位が必要でありますので、順位についてお諮りいたします。ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、補充員の順位は議長が指名した順位と決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

明日午前10時から再開いたします。

御苦労さまでした。

午後3時17分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 6月 9日

議 長

署名議員 番

署名議員 番